

令和2年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（10月22日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明員	2
事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
報告第4号	
報告（伊藤管理者）	9
議案第11号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	9
表決	10
議案第12号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	10
表決	10
議案第13号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	11
表決	12
議案第14号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	13
補足説明（中村会計管理者）	13
報告（佐々木監査委員）	16
質疑	18
小沢和悦議員	18
（答弁）村上施設整備課長	19
小沢和悦議員	19
（答弁）村上施設整備課長	20

小沢和悦議員	2 0
(答弁) 柴岡業務課長	2 1
小沢和悦議員	2 1
(答弁) 柴岡業務課長	2 1
小沢和悦議員	2 2
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 2
小沢和悦議員	2 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 3
小沢和悦議員	2 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 3
小沢和悦議員	2 3
(答弁) 日向消防本部防災課長	2 4
小沢和悦議員	2 4
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	2 5
小沢和悦議員	2 5
(答弁) 坂井ほなみ園長	2 6
小沢和悦議員	2 6
(答弁) 佐々木監査委員	2 7
小沢和悦議員	2 7
(答弁) 金森副管理者	2 7
小沢和悦議員	2 8
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 8
小沢和悦議員	2 8
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 8
休憩・再開	2 8
富田文志議員	2 8
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 9
富田文志議員	2 9
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 9
富田文志議員	3 0
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 0
富田文志議員	3 0
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 0
富田文志議員	3 1
(答弁) 柴岡業務課長	3 2

富田文志議員	3 2
(答弁) 柴岡業務課長	3 3
富田文志議員	3 3
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	3 4
富田文志議員	3 4
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	3 4
富田文志議員	3 5
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	3 5
富田文志議員	3 5
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	3 6
富田文志議員	3 6
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	3 6
富田文志議員	3 6
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	3 7
富田文志議員	3 7
討論	3 7
小沢和悦議員	3 7
表決	4 0
請願第 1 号, 請願第 2 号, 請願第 3 号, 請願第 4 号, 請願第 5 号	
休憩・再開	4 0
一般質問	
山田和明議員	4 1
(答弁) 伊藤管理者	4 3
山田和明議員	4 5
(答弁) 村上施設整備課長	4 5
山田和明議員	4 5
(答弁) 金森副管理者	4 5
山田和明議員	4 6
(答弁) 金森副管理者	4 6
山田和明議員	4 6
(答弁) 金森副管理者	4 7
山田和明議員	4 7
(答弁) 金森副管理者	4 7
山田和明議員	4 8
(答弁) 金森副管理者	4 8

山田和明議員	4 8
(答弁) 金森副管理者	4 8
山田和明議員	4 9
(答弁) 金森副管理者	4 9
山田和明議員	4 9
佐藤仁一郎議員	5 0
(答弁) 伊藤管理者	5 1
休憩・再開	5 3
佐藤仁一郎議員	5 3
(答弁) 金森副管理者	5 4
佐藤仁一郎議員	5 4
(答弁) 金森副管理者	5 4
佐藤仁一郎議員	5 4
(答弁) 村上施設整備課長	5 5
佐藤仁一郎議員	5 5
(答弁) 村上施設整備課長	5 5
佐藤仁一郎議員	5 5
(答弁) 金森副管理者	5 6
佐藤仁一郎議員	5 6
(答弁) 金森副管理者	5 6
佐藤仁一郎議員	5 7
(答弁) 金森副管理者	5 7
佐藤仁一郎議員	5 7
(答弁) 柴岡業務課長	5 7
佐藤仁一郎議員	5 7
(答弁) 横田施設管理課長	5 8
佐藤仁一郎議員	5 8
(答弁) 金森副管理者	5 8
佐藤仁一郎議員	5 8
(答弁) 柴岡業務課長	5 9
佐藤仁一郎議員	5 9
(答弁) 金森副管理者	5 9
佐藤仁一郎議員	6 0
小沢和悦議員	6 0
(答弁) 伊藤管理者	6 5

小沢和悦議員	6 8
(答弁) 金森副管理者	6 8
小沢和悦議員	6 9
(答弁) 佐藤消防本部消防長	6 9
小沢和悦議員	7 0
(答弁) 金森副管理者	7 1
閉会	7 1

令和2年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和2年10月22日（木）

午前10時10分開会～午後4時37分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第4号 専決処分の報告について
- 第5 議案第11号 教育委員会委員の任命について
- 第6 議案第12号 教育委員会委員の任命について
- 第7 議案第13号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第14号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9
 - 請願第1号 東部斎場整備事業の名称変更等を求める請願
 - 請願第2号 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
 - 請願第3号 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
 - 請願第4号 「焼却」施設の設置及び運営に関する請願
 - 請願第5号 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
- 第10 一般質問

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第12号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第13号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第14号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9
 - 請願第1号 東部斎場整備事業の名称変更等を求める請願
 - 請願第2号 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
 - 請願第3号 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
 - 請願第4号 「焼却」施設の設置及び運営に関する請願
 - 請願第5号 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染農林系廃棄物の処

理に関する請願

日程第10 一般質問

4 出席議員（15名）

1番	相澤孝弘君	2番	佐藤仁一郎君
3番	富田文志君	4番	山田和明君
5番	小沢和悦君	6番	中山哲君
7番	福田弘君	8番	工藤清悦君
9番	三浦又英君	10番	伊藤淳君
11番	後藤洋一君	12番	久勉君
13番	大橋昭太郎君	14番	吉田眞悦君
15番	平吹俊雄君		

5 欠席議員（なし）

6 説明員

管理者	伊藤康志君	副管理者	猪股洋文君
副管理者	早坂利悦君	副管理者	遠藤积雄君
副管理者	相澤清一君	副管理者	金森正彦君
会計管理者	中村弥生君	会計課長	川鍋正敏君
事務局兼 総務課長	藤島善光君	ほなみ園長	坂井浩君
業務課長	柴岡雄司君	施設管理課長	横田宏幸君
施設整備課長	村上文彦君	消防本部長	佐藤光弘君
消防本部長	小山年秋君	消防本部長	二瓶敏之君
消防本部長	中楯正宏君	消防本部長	浅沼卓也君
消防本部長	日向裕昭君	古川消防署長	櫻井俊文君
鳴子消防署長	高橋勇幸君	加美消防署長	畑岡敏憲君
遠田消防署長	黒沼真二君	監査委員	佐々木富夫君
教育長	熊野充利君	教育次長兼 総務課長	遊佐徹君

7 議会事務局出席職員

事務局長	安倍潔君	次兼議事係長	柳川敦君
主査	遠藤美紀君	総務課係長	佐々木聡君
総務課 人事厚生係長	柳川利恵君	契約管財係長	

会 議 の 経 過

開 会

午前10時10分

○議長（相澤孝弘君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和2年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（相澤孝弘君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（相澤孝弘君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。2番佐藤仁一郎議員、14番吉田眞悦議員のお二人にお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（相澤孝弘君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 行政報告」

○議長（相澤孝弘君） 日程第3 行政報告。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 本日、ここに令和2年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会が開催され、令和2年度一般会計補正予算をはじめとする提出議案を御審議いただくに当たり、組合行政における諸般の報告を申し述べ、議員皆様並びに圏域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、世界的な感染拡大状況から、令和の時代に入り

初となる東京オリンピック・パラリンピックについては延期が決定され、開会日はそれぞれ来年7月23日、8月24日に決定されました。

日本国内での急速な蔓延により、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県に発出され、5月25日に解除されたところでもあります。

今後は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、新しい生活様式の定着を基に感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に可能としていくとされております。

また、8月28日に決定された新型コロナウイルス感染症に対する今後の取組では、これまでに得られた知見等を踏まえ、リスク態様に応じた対策を適切に講ずることで社会経済活動の継続が可能となるとし、新たに7つの取組方針が決定されました。

宮城県内では、8月下旬以降10月中旬まで連日感染者が確認され、累計感染者数も500人程度まで増加している状況にあります。大崎圏域においては、圏域全体で3月30日に初めて感染者が確認されて以降、9月30日までに16例の感染者が確認されております。

本組合における感染予防対策として、各施設では職員と一般来庁者との接触機会を減らすため事務室内への入室制限を行い、専用の場所で窓口対応を行う取組を実施しております。

また、広く住民が利用する斎場や大崎生涯学習センターなどでは、クラスター発生がないよう密閉・密集・密接の3つの密を避ける取組を講じ、住民皆様の御理解、御協力の下、施設の利用をいただいているところであります。

昨年10月に発生した令和元年東日本台風により、大崎圏域にも甚大な被害をもたらし、今でも各地にその爪痕を残しており、現在も復旧に向けた取組が行われております。

また、本年7月3日から約1か月にわたり日本の広い地域に大雨をもたらした令和2年7月豪雨は、9月3日時点での総務省消防庁の情報では、日本全国で死者83名、行方不明者3名、住家被害については、全壊から床下浸水までで1万8,000棟余りの被害をもたらしました。

被害に遭われました皆様に改めて心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

自然災害が年々大規模化する傾向にある中、10月3日に大崎市鳴子温泉地域鬼首地区の荒雄湖畔公園をメイン会場として、約520名の参加の下、令和2年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を実施いたしました。

訓練内容は、山間地域の災害特性を踏まえ、大規模な土砂災害等が発生したとの想定で図上訓練と実動訓練を行い、緊急消防援助隊等の受入れ体制の確立と宮城県広域消防応援協定に基づく消防部隊の運用強化を主眼に、関係各位の御協力を賜りながら成功裏に終えることができました。

今後も、防災関係機関との積極的な連携に取り組みながら、自然災害等に対する防災体制の万全化を図り、圏域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

以下、令和2年度における行政報告を申し述べます。

令和2年度大崎圏域市町職員研修会の実施について申し上げます。

平成29年度から広域的な職員研修事業として構成市町や組合職員が直面する行政課題への対応を学ぶため、大崎圏域市町職員研修会を10月12日に開催し、構成市町職員及び組合職員78名が出席しました。今後も、地域の行政課題に即した研修を実施し、職員の資質向上と地域住民へのサービス向上につなげるよう努めてまいります。

農林業系汚染廃棄物の焼却処理について申し上げます。

令和2年7月15日から、各焼却施設において1キログラム当たり400ベクレルを超え、8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の処理を開始いたしました。

処理量については、大崎市が2,900トン、涌谷町が364トン、美里町が326トン、合計3,590トンとなり、処理完了までの期間は約7年間で予定しております。本格的な焼却処理に当たっては、試験焼却の実施時と同様に国のガイドラインを遵守し、万全の監視体制と安全対策を施し実施してまいります。

また、空間線量及び各種の放射性セシウム濃度の監視体制については、国のガイドラインで定めている基準以上に強化して実施しており、焼却処理を開始してから令和2年8月までの測定結果については、空間線量、排ガス、焼却灰、放流水などの放射性セシウム濃度は全て基準値内であり、農林業系汚染廃棄物の焼却処理が問題なく実施されていることも確認しております。

なお、空間線量などの測定結果については、当組合ウェブサイトで公開するほか、広報「大崎広域」でお知らせしてまいります。

ごみ処理事業について申し上げます。

今年度4月から9月までの可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ搬入量は3万5,660トンで、前年度同期と比較して123トン、約0.3%の増加となっております。

可燃性資源物及び不燃性資源物の売払い量については1,770トンで、前年度同期と比較して88トン、約5.2%の増加となっております。

ごみ減量化に向けた取組について申し上げます。

令和元年度から資源化率の向上を目指し、大崎圏域全体で取り組んでおります小型家電の集積所での回収、その他紙の分別回収、乾電池の分別回収については、今年度4月から9月までの分別目標値に対する達成率が、乾電池の分別回収は98%、小型家電回収及びその他紙の分別回収は100%を超えていることから、順調に回収が行われている状況にあります。

今後も、構成市町と状況分析を行いながら、より一層の資源化率向上のための方策を検討するとともに、一般廃棄物処理計画に基づき、引き続きごみの減量化及び資源化を進めるための普及啓発に努めてまいります。

また、生ごみを減らす取組として、施設見学者を対象に生ごみを堆肥化するための段ボールコンポストの実演を交えた紹介や、食材の使い切り・食べ切り・生ごみの水切りの「3切運動」も継続して推進してまいります。

なお、不要となった家具などで、まだ使用できるものを抽せんにより無償提供する事業「大崎広域再生工房」については、昨年度第1回目を開催し、好評をいただいておりますことから、今後もこの事業を通して大崎圏域における資源の有効利用やごみ減量化が進むよう、より一層周知徹底を図ってまいります。

し尿処理事業について申し上げます。

今年度4月から9月までのし尿の投入量は4万106キロリットルで、前年度同期と比較して223キロリットル、約0.6%の増加となっております。浄化槽及び農業集落排水処理施設からの汚泥投入量は2万5,236キロリットルで、前年度同期と比較して325キロリットル、約1.3%の増加となっております。

ごみ・し尿の環境衛生施設については、圏域住民の生活に必要な不可欠な施設であることから、今後も適切な管理運営に努めてまいります。

西地区熱回収施設等整備事業について申し上げます。

令和4年4月の本体供用開始を目指しております西地区熱回収施設については、本年8月にごみピット、灰ピットの掘削を完了し、現在基礎工事を進めており、9月末時点の進捗率は10.6%となっております。

ごみの焼却熱を利用する発電電力については、本施設及び周辺のリサイクルセンター、衛生センターで利用するほか、余剰となる電力は売電することとし、令和4年4月の供用開始と同時に売電を開始できるよう必要な手続を進めているところであります。

また、本整備事業に関わる地域との周辺環境整備推進協議会については定期的に開催し、施設と周辺地域との共存を目指した施設整備とするよう鋭意努めております。

斎場整備事業について申し上げます。

大崎市古川小野字新田裏については、他の候補地と比較し、浸水被害の軽減、建物の支持層の確認並びに進入道路の切土の利用が見込め、安全性や経済性が確認できたことから、本年5月1日の組合会において建設用地に決定し、同月13日の組合議員全員協議会へ報告を行ったところであります。

本事業につきましては、令和8年4月の供用開始を目指しており、現在、地域への説明会を開催の上、事業に必要な農業振興地域の農用地区域からの除外手続を9月に申請いたしました。令和3年度の用地取得を目指し、今後とも地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら事業を進めてまいります。

消防行政について申し上げます。

災害の発生状況等について申し上げます。

火災件数は本年1月から9月末日までで48件となり、昨年同期と比較して1件の増加となっております。火災による死者は4名であり、昨年同期と同数の状況であります。圏域住民の安全・安心のため、引き続き消防団、婦人防火クラブと連携し、不審火の警戒や野焼きによる出火対策を強化するなど火災予防に努めてまいります。

緊急出動件数については、年間件数が増加傾向にある中で、本年1月から9月末日まで6,221件となり、昨年同期と比較して890件減少しております。その主な要因としては、暖冬の影響と新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や個人の感染防止対策によって急病搬送が減少したものと考えられ、今後も救急車の適正利用の推進と円滑な救急業務に努めてまいります。

消防施設整備事業について申し上げます。

本年3月に総務省消防庁から配備された中型水陸両用車及び搬送車を保管する鳴子消防署車庫建築工事については、株式会社荒谷土建と令和元年12月6日に契約を締結、着工し、計画のとおり令和2年5月29日に竣工して現在順調に運用しております。

車両整備について申し上げます。

古川消防署に更新配備する35メートル級はしご消防自動車及び加美消防署西部分署に更新配備する消防ポンプ自動車は、いずれも本年6月5日に契約を締結し、来年3月の納車に向けて現在予定どおり製作が進められております。

また、古川消防署志田分署に更新配備する高規格救急自動車につきましては、5月1日に契約を締結し、12月に納車される予定であります。

予防業務について申し上げます。

令和元年7月に発生した京都市伏見区の放火火災を受け消防法令の改正により、令和2年2月1日からガソリンを容器に詰め替えて販売する際には使用目的の確認等が義務づけられました。管内全ての給与取扱所を対象に立入検査を実施し、危険物の適正な維持管理と保全の徹底に関して周知しているところであります。

引き続き、社会情勢の変化に応じた的確な防火安全対策を推進してまいります。

消防の広域応援について申し上げます。

去る4月30日に発生した岩沼市倉庫火災において、あぶくま消防本部より宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を受け、当消防本部では5月1日及び2日の2日間、指揮隊及びはしご車隊等延べ5隊18名を出動させ、現場指揮及び消火活動を行ったところであります。

また、消防組織法に基づく国有財産の無償使用制度により、総務省消防庁から配備を受けた中型水陸両用車及び搬送車につきましては計画のとおり鳴子消防署に配備し、操縦訓練等を重ね、6月1日から運用を開始したところであります。

今後におきましても、甚大な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害をはじめ大規模自然災害に備え、さらなる技術の向上と効率的な部隊運営に努めてまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

大崎生涯学習センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、2月29日から6月初旬まで、プラネタリウム投影をはじめ、安全に施設利用ができる環境が整うまで、ほぼ全ての自主事業を中止としてきております。

生涯学習推進事業については、6月27日に予定していた観測史上初めてのブラックホールの撮影に成功した研究者による天文講演会や、毎年1,000人以上の来場者が訪れるパレット夏まつり、開館以来実施してきたパレット人形劇フェスティバルなどの事業を今年度は残念ながら中止とする判断をいたしましたところであります。

施設貸し館については、3密を避けることを条件に5月12日から人数制限を行いながら再開し、プラネタリウム投影についても6月20日から再開いたしました。

現在は、プラネタリウムをはじめとする自主事業及び貸し館等は、定員の半数以下を収容人員としながら行っているところですが、使用者の特定や3密対策が困難な事業については、引き続き中止としております。

今後も、感染予防対策を十分に行いながら、安心・安全な大崎生涯学習センターの運営を行ってまいります。

プラネタリウム事業について申し上げます。

プラネタリウム事業については、1億個の星々を映し出す投影機の特性を積極的に生かし、構成市町と連携しながら、大崎の四季の風景や観光情報の発信を行うとともに、大崎で見られる星空や宇宙の話題の解説、子供から大人まで楽しめるプラネタリウム番組を提供しております。

大崎圏域内の小学校がプラネタリウムに来館できるよう、バス運行を支援する大崎ふるさとづくり基金果実事業「プラネタリウム学習支援事業」は3年目を迎えました。大崎圏域内の全ての小学校がプラネタリウムを活用することを目的に実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため5月下旬まで臨時休校となり、学校行事や校外学習の日程調整が困難となったことから、今年度は中止といたしました。

視聴覚事業について申し上げます。

視聴覚情報事業については、圏域住民を対象とした各種パソコン講座、学校教育、社会教育機関等への視聴覚教材等の貸出しを通して地域に貢献できる人材育成を図りながら、学校教育及び社会教育の振興に寄与するための事業を展開しております。今後、パソコン講座においてもICTスタッフを主体とした講座の企画・運営を目指すなど、さらなる事業の充実・強化に努めてまいります。

大崎広域ほなみ園事業について申し上げます。

今年度の入園児の状況については、定員30名に対し、入園希望者の増加や他の施設との並行通園児の受入れ等により、利用契約者数31名でスタートしておりました。利用定員との関係については、上限の適正な調整管理により1日30名の範囲内での運営を行っております。

新型コロナウイルスの対策については、園において対策委員会を立ち上げ、3密を可能な限り避けての療育プログラムの工夫や対策を講じております。具体的には、園舎や遊具、送迎バスを含めた日々の消毒作業、保護者への感染防止対策の徹底依頼、園児及び職員の健康チェックの徹底などの取組を継続しているところであります。

引き続き、保護者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、構成市町との連携を密にし、よりよいサービス提供に努めてまいります。

以上、主な事業について申し上げましたが、今定例会に提案いたします補正予算等の議案に関する説明は別途申し上げることとし、行政報告といたします。

「日程第4 報告第4号 専決処分の報告について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第4 報告第4号に関し、管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第4号、交通事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分について御報告申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

事故の概要は、令和2年8月29日午後0時19分頃、大崎市古川穂波七丁目地内において、当組合職員が運転する救急自動車が左車線から右車線へ車線変更をした際、右車線を走行していた相手方車両の左前方部分に救急自動車の右後方部分が接触し、相手方車両のフロントバンパーを破損させたものであります。

事故発生時、救急走行による傷病者搬送中でありましたが、傷病者、同乗者及び相手方のいづれも負傷者がいないことが確認できたため、事故処理に当たる職員1名を事故現場に残し、直ちに大崎市民病院に傷病者を搬送いたしました。

事故の主たる原因は、車線変更に当たって当組合職員の右後方の安全確認が不十分であったことと相手方の前方不注意によるものであり、組合の過失割合を70%とし、相手方に損害賠償額5万6,942円を支払うことで合意をいただきました。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による管理者の専決事項の規定に基づき、令和2年9月25日、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

「日程第5 議案第11号 教育委員会委員の任命について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第5 議案第11号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第11号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

当組合教育委員会委員に大宮信彦氏を最適任者と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第11号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号教育委員会委員の任命については、これを同意することに決定いたしました。

「日程第6 議案第12号 教育委員会委員の任命について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第6 議案第12号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第12号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

当組合教育委員会委員に佐藤邦雄氏を最適任者と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第12号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

「日程第7 議案第13号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算

(第2号)」

○議長（相澤孝弘君） 日程第7 議案第13号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第13号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正の主な内容につきましては、寄附金及び地域防災組織育成助成金を活用した備品購入費の増額補正、また職員の人事異動に伴う補正を行うものであります。

お手元の議案書4ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに119万1,000円を追加し、予算総額を132億3,669万4,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、5ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和2年度補正予算に関する説明書について御説明いたします。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ・4ページをお開き願います。

6款1項寄附金は、古川古城ライオンズクラブ様からの寄附金であります。

8款1項繰越金は、前年度繰越金であります。

9款2項雑入は、防災普及啓発推進事業補助金として60万円の補正計上であります。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

5ページ・6ページをお開き願います。

5ページ以降の各款項目の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う調整でございますので、節ごとの内訳につきましては説明を省略させていただきます。

1款1項議会費は職員人件費で27万1,000円の減額、一般管理経費は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度実施を予定していた組合議会議員先進地行政視察研修を中止したことに伴い、宿泊費等の旅費及びバス借上げに係る使用料及び賃借料の合計で86万7,000円の減額補正であります。

2款1項総務管理費は、職員人件費で450万4,000円の増額補正であります。

2款4項市町振興費は広域活動基盤推進事業費で、コロナ禍の影響により学校行事が削減となり、学校の利用が困難となったため、今年度のプラネタリウム学習支援事業の中止を決定し、バス借上げに係る自動車使用料170万円を減額し、大崎ふるさとづくり基金に積み立てるものであります。

3款1項児童福祉費は職員人件費で322万円の減額補正、また古川古城ライオンズクラブ様からの寄附金により療育備品購入費として10万円の増額補正であります。

続きまして、7ページ・8ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費は、職員人件費で659万円の増額補正であります。

4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費の職員人件費で1,013万7,000円の減額、各クリーンセンター管理経費における会計年度任用職員報酬で13万円の増額補正となります。また、し尿処理施設管理運営費の職員人件費で305万円の減額、中央桜ノ目衛生センター管理経費で会計年度任用職員に係る費用で281万円の増額となり、3項清掃費では1,024万7,000円の減額補正であります。

5款1項消防費は、常備消防管理経費で、地域防災組織育成助成金を活用した心肺蘇生訓練用マネキンセット購入のため、備品購入費で60万円の増額補正であります。

9ページ・10ページをお開き願います。

6款1項教育総務費は、職員人件費で、388万2,000円の増額補正であります。

6款2項社会教育費は、生涯学習推進事業費で、会計年度任用職員報酬で12万円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ119万1,000円を追加し、予算総額は132億3,669万4,000円となりました。

以上、議案第13号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

「日程第 8 議案第 1 4 号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算
認定について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第 8 議案第 1 4 号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第 1 4 号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。お手元の令和元年度一般会計歳入歳出決算書の 1 ページをお開き願います。

一般会計の収入済額は 8 億 6, 419 万 4, 450 円、支出済額は 8 億 6, 277 万 9, 528 円で、歳入歳出差引残額は 1 億 1 41 万 4, 922 円の黒字決算となっております。このうち 6, 000 万円を地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定により財政調整基金に繰入れし、残りの 4, 141 万 4, 922 円は翌年度に繰越しをいたしております。

構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き効率的な共同処理事務に努め、圏域住民の皆様方の安心・安全のため事務事業を遂行してまいります。

以上、令和元年度決算概要につきまして御説明申し上げましたが、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

なお、会計管理者から補足説明をいたさせますので、何とぞ御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 次に、会計管理者から補足説明を求めます。

中村会計管理者。

○会計管理者（中村弥生君） 私からは、議案第 1 4 号、令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算につきまして、補足して概要の説明を申し上げます。お手持ちの一般会計歳入歳出決算書の 1 2 ページ・1 3 ページ及び議案第 1 4 号関係資料の 1 ページ・2 ページの令和元年度一般会計決算比較表の歳入を御覧願います。

初めに、一般会計の歳入の主な内容について説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金は、収入済額が 6 億 9, 617 万 5, 089 円で、主な収入は 1 項 1 目の市町負担金 6 億 9, 304 万円となっており、前年度と比較し、消防費負担金、震災復興特別交付税負担金の減などにより 5 億 4, 399 万 5, 241 円、43.33%の減となっております。

2 款使用料及び手数料は、収入済額が 3 億 9, 589 万 6, 585 円で、主な収入は 1 項 1 目の衛生使用料 3, 493 万 1, 880 円、2 項 1 目の衛生手数料 3 億 5, 053 万 8, 500 円となっており、前年度と比較し、じんかい処理手数料の増などにより 8, 454 万 4, 6

36円、27.15%の増となっております。

なお、収入未済額の120万1,490円につきましては、平成21年度分のじんかい処理手数料で令和元年度は1万2,000円の納入となっております。今後も、この未収金の回収には、なお一層努力してまいります。

14ページ・15ページを御覧願います。

3款国庫支出金は、収入済額が5,539万6,000円で、主な収入は1項1目の衛生費国庫補助金4,271万7,000円、同項2目の消防費国庫補助金1,124万8,000円となっており、前年度と比較し、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金の減などにより9億9,953万320円、94.75%の減となっております。

4款県支出金は、収入済額が2,731万9,285円で、主な収入は1項1目の消防費県負担金2,196万1,382円となっており、前年度と比較し、宮城県職員派遣負担金、市町村振興総合補助金の増などにより1,055万3,042円、62.94%の増となっております。

5款財産収入は、収入済額が1,988万366円で、主な収入は1項1目の利子及び配当金1,987万8,866円となっており、前年度と比較し、土地売払い収入の皆減などにより1,181万7,776円、37.28%の減となっております。

16ページ・17ページを御覧願います。

7款繰入金は1億6,876万3,000円で、財政調整基金からの繰入れとなっております。

8款繰越金は、収入済額が5億6,057万5,091円で、主に大崎広域リサイクルセンター建設に係る繰越明許に伴う繰越金5億3,537万4,560円であり、前年度と比較し、5億2,085万7,543円、1,311.4%の増となっております。

9款諸収入は、収入済額が2億3,546万7,421円で、主な収入は2項1目の雑入で、内訳として、指定ごみ袋売払料1億2,210万8,220円、障害児通所給付費5,428万2,035円、資源物売払料2,904万8,013円などとなっております。前年度と比較し、資源物売払料、指定ごみ袋売払料の減などにより、諸収入全体で4,782万6,043円、16.88%の減となっております。

なお、収入未済額の7,240円につきましては、指定ごみ袋販売契約業者の破産手続開始に伴う指定ごみ袋売払料であります。

10款組合債は、収入済額が6億410万円で、主に旧組合本庁舎解体工事、古川消防署救助工作車更新に係るものであります。前年度と比較し、5億720万円、523.43%の増となっております。

これらの結果、16ページ・17ページの一番下の欄でございますが、歳入合計は収入済額が86億6,419万4,450円で、前年度と比較し、48億5,840万4,146円、35.93%の減となり、予算現額に対し100.4%、調定額に対して99.99%の収入

率となっております。

次に、一般会計の歳出の主な内容について御説明申し上げます。

決算書の18ページ・19ページ及び議案第14号関係資料の3ページ・4ページの令和元年度一般会計決算比較表の歳出を御覧願います。

2款総務費は、支出済額が2億3,238万7,748円で、主な支出は1項1目の一般管理費1億9,663万64円、20ページ・21ページの3項1目の監査委員費1,153万1,179円、4項1目の自治振興費892万144円となっております。財政調整基金積立金の減額などにより、前年度と比較し総務費全体では4,425万4,640円、16%の減となっております。

22ページ・23ページを御覧願います。

3款民生費は、支出済額が1億2,303万1,584円で、児童福祉施設運営費の増などにより、前年度と比較し916万1,919円、8.05%の増となっております。

4款衛生費は、支出済額が44億1,604万9,937円で、内訳は24ページ・25ページの2項1目の斎場管理運営費1億3,128万4,927円、そのうち繰越明許費は斎場整備事業調査業務が延長したことにより、625万1,000円となっております。24ページ・25ページの3項1目のごみ処理施設管理運営費32億2,718万9,048円、そのうち西地区熱回収施設整備運営事業建設工事が1億5,795万4,000円、旧大崎広域リサイクルセンター解体撤去工事費が1億4,230万1,500円で、繰越明許費は中央クリーンセンター小型ダンプの納期及び大日向クリーンパークのり面工事の工期が延長したことにより、1,025万2,340円となっております。また、26ページ・27ページの同項2目のし尿処理施設管理運営費が8億8,521万8,291円、同項3目の農林業系廃棄物処理事業費が545万2,200円となっており、大崎広域新リサイクルセンター建設工事完了などにより、前年度と比較し衛生費全体では22億6,829万1,087円、33.93%の減となっております。

5款消防費は、支出済額が30億2,168万6,445円で、1項1目の常備消防費が24億8,904万6,705円、28ページ・29ページの同項2目の消防施設費が5億3,263万9,740円となっており、大崎広域消防本部・古川消防署建設工事完了などにより、前年度と比較し消防費全体では21億5,984万4,038円、41.68%の減となっております。

6款教育費は、支出済額が2億7,116万5,726円で、1項教育総務費7,215万7,679円、30ページ・31ページの2項社会教育費1億9,900万8,047円で、主な支出は空調設備更新工事1億1,935万円で、前年度と比較し教育費全体で1億2,589万6,078円、86.66%の増となっております。

7款公債費は、支出済額が4億7,676万2,147円で、地方債償還利子の減により、前年度と比較し302万1,448円、0.63%の減となっております。

これらの結果、32ページ・33ページの一番下の欄でございますが、歳出合計は支出済額が85億6,277万9,528円で、前年度と比較し43億3,924万3,977円、33.63%の減となり、不用額は11節需用費や13節委託料など5,062万5,692円で、予算現額に対します執行率は99.22%となっております。

次に、一般会計の実質収支等について説明を申し上げます。決算書の34ページ及び議案第14号関係資料の3ページ・4ページを御覧願います。

一般会計の歳入歳出差引額は1億141万4,000円で、このうち繰越明許費繰越額は1,442万2,000円となっており、実質収支額が8,699万2,000円で、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は6,000万円となっております。

以上、一般会計の歳入歳出決算の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、歳入歳出決算書、財産に関する調書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員より提出されました決算審査意見書などを御参照願います。

何とぞ御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長（相澤孝弘君） 続いて、監査委員から審査意見の報告を求めます。

佐々木監査委員。

○監査委員（佐々木富夫君） 監査委員を代表しまして、令和元年度決算審査の概要について御報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算書及び附属書類について、会計管理者所管の歳入歳出簿、その他関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、収入支出の合法性の確認を行い、関係責任者から説明を聴取するなどして詳細に審査を実施し、9月3日に審査が終了いたしました。

それでは、一般会計の総括を申し上げます。お手元の決算審査意見書の2ページ上段の一般会計歳入歳出決算総覧の表を御覧願います。

歳入総額につきましては86億6,419万4,450円で、予算現額に対する収入率は100.40%、歳出総額は85億6,277万9,528円で、予算現額に対する執行率は99.22%であり、歳入歳出差引残額は1億141万4,922円となっております。

次に、一般会計の概要を申し上げます。2ページ下段の表、令和元年度の欄を御覧願います。

歳入歳出差引残額1億141万4,922円から翌年度へ繰り越すべき財源1,442万2,340円を差し引きました8,699万2,582円が実質収支額でありまして、うち6,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、3ページ上段の表を御覧願います。歳入について記載をしております。

予算現額86億2,990万8,560円に対しまして、収入済額が86億6,419万4,450円となっており、予算現額に対する収入率は100.40%となっております。収入未済額は120万8,730円であり、内訳につきましては、5ページ上段の第2款使用料及び手数料のじんかい処理手数料に係る過年度分ごみ焼却処理料120万1,490円と8ページ

第9款諸収入の雑入となる指定ごみ袋売払料7,240円であります。前年度より4,760円減少しております。

今後とも未収金対策に関しましては、負担金の公平性の観点から引き続き縮減に努めるとともに、不納欠損を生じさせないよう適切な措置を講じることを望むものであります。

各款ごとの歳入状況につきましては、3ページから9ページ及び審査資料の18・19ページに記載しておりますので、詳細については省略させていただきます。

次に、歳出について申し上げます。9ページ下段の表を御覧願います。

予算現額86億2,990万8,560円に対しまして、支出済額85億6,277万9,528円で執行率は99.22%となり、不用額は5,062万5,692円となっております。

歳出決算額を款別に見ますと、最も多くの割合を占めているのが11ページの第4款衛生費44億1,604万9,937円で、歳出決算総額に占める割合は51.57%であります。次に5款消防費30億2,168万6,445円で35.29%となり、この衛生費、消防費で支出額の86%以上を占めております。そして、衛生費、消防費の決算額合計の21%以上が工事請負費であり、熱回収施設整備事業と旧庁舎解体工事等として支出されたものであります。各事業とも計画的に執行されており、適正な運用であると認めたものであります。

その他各款ごとの歳出状況につきましては、10ページから14ページ及び審査資料の18ページから21ページに記載しておりますので、ここでの詳細については省略させていただきます。

次に、15ページを御覧願います。財産に関する調書について申し上げます。

公有財産の年度末現在高は、土地66万3,244.72平方メートル、建物の延べ面積は5万9,882.61平方メートルとなっております。

建物につきましては、リサイクルセンターの建て替えによる増加や旧本庁舎と旧リサイクルセンターなどの取壊しによる減少がありますが、総体的には前年度より1,021.42平方メートル増加しておる状況であります。

無体財産権におきましては、商標権が3件となっております。

また、50万円以上の物品の増減内訳につきましては、決算書の財産調書に記載のとおり、重機等21機が増加し、消防・救急車両等7機が減少し、年度末の物品の合計は233品で前年度より14品増加しております。

なお、これらの維持管理につきましては良好であると認めたところでございます。

次に、各基金の運用状況について申し上げます。15・16ページを御覧ください。

財政調整基金、それから大崎ふるさとづくり基金の運用状況は、16ページの表のとおりでございます。

財政調整基金につきましては、現金の年度中増減高は、現金で1億475万6,000円減少し、有価証券との合計は17億4,895万9,590円となっております。

大崎ふるさとづくり基金（通常分）の年度中増減高は、現金で239万8,000円増加し、有価証券との合計は12億2,455万1,096円であり、大崎ふるさとづくり基金（拠点分）の年度中増減高は、現金で4,391万199円減少し、有価証券で5,000万円増加して、合わせて608万9,801円増加し、合計で12億1,764万3,230円となっております。

基金全体の年度中増減高は9,626万8,199円の減少であり、年度末における基金総額は41億9,115万3,916円となっており、有利な運用がなされているものと認めるものであります。今後とも、安全でかつ効率的な基金運用を望むものであります。

なお、総体的な結びの意見として17ページに記載させていただきましたが、令和元年度はリサイクルセンターの建て替えや熱回収施設建設工事の着手など大規模な施設整備事業が進められましたが、今後も再編・統合による斎場整備事業をはじめとする施設の更新や延命化工事が控えており、大きな財政負担を伴う事業が見込まれております。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が世界的に拡大し、社会構造や経済活動、人々の生活様式に大きな影響を及ぼし、その終息はいまだに見えておりません。国内においてもコロナ禍を受け、各自治体の感染防止対策や経済対策などの新たな財政負担が生じており、構成市町においてもさらに独自の支援策等を講じるなど、地方行政を取り巻く財政状況は一層厳しさを増すことが懸念される所であります。組合においては、構成市町の現下の情勢に鑑み、財政調整基金の計画的な取り崩しや有利な特定財源の確保に努め、歳入の大宗をなす負担金の平準化を見据えた財政運営に継続的に取り組むことが求められます。

以上のことを踏まえ、前年踏襲に陥ることなく、各事業ともしっかりと費用対効果を見極め、より一層の経済性・効率性・有効性について検証を行い、事業運営に努められたい。そして、圏域住民の満足度の向上につながる環境づくりと安全・安心な暮らしを支える事業推進に取り組まれるよう望むものであります。

以上、令和元年度の一般会計決算の概要について申し上げましたが、決算内容並びに予算執行状況については、いずれも適正、妥当であると認めたものであります。その詳細につきましては、お手元の審査意見書により御理解を賜りますようお願い申し上げます。審査意見の報告いたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） ただいま上程されました議案第14号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、質疑をさせていただきたいと思っております。

通告書で11件の質疑通告をしたのでありますが、持ち時間が40分だけということなので、いろいろ答弁は用意してもらったと思っておりますけれども、全てに行き渡らないかもしれないので、お許しいただきたいと思っております。順序もばらばらに行きますので、気をつけて答弁をお願いします。

初めに、衛生施設等管理運営及び施設整備事業に関し、2つ伺いたいと思います。

第1点目は、東部斎場の整備事業関係であります。

令和元年度で地質調査を行ったそうでありますが、必要とする用地の範囲と、その後の土地利用の関係から、地元の開田組合側から、農振地域除外申請範囲について直接の買収予定の3ヘクタールだけでなく、水田として使っていたところ一帯として申請してほしいという要望があったとお聞きしておりますが、これに結果的にはどう対応されたのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） お答えいたします。

斎場整備事業関係で、地質調査を行うに当たり、地権者側との間で農振地域除外申請範囲が議論されたと聞かすが、どうなったのかについてお答えいたします。

これまで古川小野字新田裏を候補地とする要望書が4回提出されておりますが、議員おただしのように、全体面積は約6ヘクタールであり、全てをとという御要望でありました。また、斎場整備事業の調査業務に係る地権者等説明会を令和元年7月に開催しており、その中でも残された土地や周辺の土地も有効活用してほしいとの御意見を頂戴しております。

しかしながら、将来の方針を含め組合で必要とする面積は約3ヘクタールであり、今回の斎場整備地以外の農用地区域からの除外はできない旨を申し上げ御理解いただき、調査のための立入り同意を頂戴いたしました。

当該計画地以外の農地につきましては、本整備によって用排水等が変更になることから、継続して耕作が可能な用排水整備や道路整備等を含め、周辺地域並びに開田組合、加えて関係機関との協議を行いながら進めていくことで御理解を頂戴しております。

また、斎場整備地以外の農振除外につきましても、さきに申し上げましたが、宮城県から大崎市農林振興課を通して、現行の制度では計画地以外の農地は除外できないと強い御指導をいただいております。以上になります。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） それで、言わば山の上のほうに造った開田なのですね。あその水をどこから引いているかという、長岡小学校のところの川、あそこから延々と斎場の道路の池まで一旦引っ張って、その水をさらに、今、斎場の候補地となっているところに上げるということで、えらい水利費がかかっているところなのですね。それで6ヘクタールのうち3ヘクタール買収されるけれども、残りの方々でその費用を負担するということは、今の米価の水準からいって耐えられないと。だから、他の用途に変えざるを得ないのだということと、それから併せて新しい斎場の周辺に霊園なり、納骨堂なり、さらには法要をやるような施設を民間、それから市等ともいろいろ相談しながら進めようというときに、農振と一緒に解除していただかないと、これが実現しないのだというのが事情のようであります。ですから、その申請だけは市と相談しながらやってしかるべきではなかったのですか。

○議長（相澤孝弘君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 議員おただしのとおり、確かに残された用地についての水の確保の部分もごぞいます。説明会の中では、宮城県からの強い指導により現制度では除外できないということは本当に強く言われておりますので、その部分はしっかりと説明をして御理解いただいたところをごぞいまして、今回このような整備事業に関して、水の確保の排水路、それと道路整備、そういった部分の地域振興策というの、今後はこういった形で整備と同じくしていかなければならないなと思っておりますが、その部分で大崎市にも御相談を申し上げました。しかしながら、現行の制度では計画地以外の農振除外は難しいと、まずできないという回答をごぞいしましたので、その旨を地域のほうに御説明申し上げて御理解いただいたところをごぞいます。

また、先ほど来御質問をいただきました当該地での葬祭会館、センター、そういった部分の企業誘致の分もお話しされましたが、組合の共同処理事業ではごぞいませんで、その分は事業所掌にはありませんので、どうかその部分は御理解願いたいと思っております。以上になります。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 話は分かるでしょう。6ヘクタールを維持してきた水利、この費用を3ヘクタールの人たちで負担することは今後困難であると。他に転用せざるを得ない。転用する場合には、斎場との関係で、先ほど言ったような大崎市で何十体も御遺骨を、行き場のないのをお預かりしておったりしまして、それから墓地をととも維持できないということから納骨堂を求める声も強くありまして、それに応えるという必要性もあるが、後から今回と別に農振解除の申請をしても非常に難しいだろうと。だから、ゾーニングだけしてやってくれないかというのが地元の要望なんです。ここではちょっとらちが明かないと思うのですが、組合会でも少しその辺を検討していただきたいと。買ってほしいと言うのじゃないですよ。農振除外の申請を一緒にやってくれないかという要望なので、組合会でぜひ検討をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、次にこの問題の2つ目として放射能汚染農林系廃棄物の処理事業に関して伺いたいと思っております。

主要施策の成果に書かれておりますように、令和元年度において中央クリーンセンターでは第5・第6クール分、東部と玉造西部では第6クール分の試験焼却が行われました。ところで、さっき全協でも報告されましたように、当事務組合に対する試験焼却の公金支出差止めの住民監査請求が出され、それが要件不備で却下となって住民訴訟に発展して、今、公判中。一方で、上宮協栄会から申合せ違反だということで仮処分申請、試験焼却を差し止めてくれと、これが出された。それが却下された。この却下されたことを言わば口実にして、言ってみればお墨つきをいただいたということで試験焼却がさらに進められているようであります。

ところが、その却下の理由なのです。私もそれを聞いてびっくりしているのですが、上宮協栄会と事務組合の申合せが、施設・設備等を変更するときは地元の同意を得るものとなっているのだけれども、地元は同意していない。ところが、仙台地裁は、却下の理由に同意

がない場合はやってはならないと書いていない。役所と地元の関係の協定では、こんな解釈はあり得ないと思うのですよ。こんなことを主張したのですか、広域は。

それからもう一つ、内部被曝が心配だということで、今、公判もやられています。そして、上宮協栄会の皆さん方も同じなのですよ。この仮処分の却下理由、0.23マイクロシーベルトアワーは安全基準と言ったのです。これ未満だから受忍範囲であると言ったのですね、却下理由。これは当事務組合からこんなことを主張しましたか、その審尋のときに。していないでしょう。そんなことを言って認めてもらったのならば、認めてもらった、だから試験焼却はいいんだと言えるのだと。その辺はどうですか。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） ただいまの御質問をいただきました農林業系汚染廃棄物の仮処分の評価ということなんですけれども、まず農林業系汚染廃棄物の試験焼却につきましては、焼却施設、最終処分場ともに、我々が計画した手順どおり安全に実施することができました。また、各種測定結果におきましても、環境省で定めるガイドラインにおいて全ての項目においてクリアしております。

仮処分の評価につきましては、廃棄物焼却差止め仮処分の申立てについては4回の審尋、裁判官と債権者の立会いの下、現地視察を経て、平成31年4月26日に仙台地方裁判所において債権者の申立てを却下、またそれに対して債権者側は即時抗告しております。その後、1回の審尋を経て、令和元年7月9日に仙台高等裁判所から棄却する決定が出されております。

いずれにおきましても、上宮協栄会が求めた部分、または内部被曝の部分については、大崎市、組合側の主張が認められて適正な判断がなされたものと評価しております。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） だから、私は言っているのですよ、今。却下の理由は2つ。その1つは、上宮協栄会と事務組合の申合せには、施設・設備等の変更をする場合は地元の同意を得ることとある。同意を得られない場合はやっちゃならないと書いていないからいいんだというのが却下理由でしょう、1つ。こんなことを役所で言いますかというの。そんなこと主張したんですか、審尋で。

もう一つ言ったのは、0.23マイクロシーベルトアワーは安全基準と言いました、却下理由に。そんなことを広域で主張しましたか。安全基準なんて、どこでも認められていないのですよね。私は今、そこをただしたのですよ。だから、お墨つきをもらったからということで試験焼却を第5・第6クールもやったし、本焼却に進もうということになったのでしょうか。答えられないのでしょうかね、そこに。主張したかしないかですよ。主張しないことを却下理由に上げたとすれば、裁判所が大問題ですよ。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 裁判の部分ではないですけれども、これはあくまで仮処分ということ

で、組合側では国際基準に従った追加被曝線量1ミリシーベルトを主張しております。ですから、それを1日の割合で割ったものが0.23マイクロシーベルトということになるかと思えます。組合側では、その部分については主張しております。

また、上宮協栄会さんの覚書については、組合側ではそれなりに主張しておりまして、施設の機能変更には当たらないということで主張しております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） だから、0.23マイクロシーベルトは国内でも国際的にも安全基準ではないのですよ。裁判官が、それを安全基準と言って、それ未満だから受忍範囲だという結論を下したということなのです。これは裁判所の大問題、汚点です。

もう一つ、協栄会との申合せは、施設・設備等の変更、放射線汚染廃棄物を燃やすことなんていうのは想定外でしょう。想定しておったのですか。想定外のことをやろうとする場合には、事前の話合いをやって同意を得なければならないとなっているのでしょうか。加美地域のやつを持ってきて燃やすというときも、そのときもやはり話し合っただけで済んだのでしょうか。そこは否定できないでしょう、あなた方。

だから、この仮処分は、同意を得るものとするというのは、同意を得られなかったらやっちゃ駄目だということなのです、常識からいって。それを間違った裁判官の態度、これを口実にして試験焼却を続けたというのは私は問題だと思うのですよ。

時間の関係から次に進みますね。

次に、消防業務活動及び施設等整備事業について、2点伺いたいと思います。

第1番目に、管理者の行政報告にもあった旧当事務組合本庁舎の解体工事の入札について伺いたいと思います。

解体作業なのに、なぜ最低制限価格を設けたのですか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

最低制限価格を設定させていただきました趣旨といたしましては、今回の事案につきましては、町なかに当該建物が存在するということで、周辺住民の方々への配慮といたしまして、例えば振動、あるいは騒音、あるいは粉じんの飛散などを発生させないように、それらの品質を保っていただきたいということで、最低価格のほうを設定させていただいたというところがございます。

そして、それらの積算内容につきましては、国の単価を採用いたしまして計算しているというところがございます。そういったところで、工事の品質を保つという意図をもって、今般、最低制限価格のほうを設定させていただいたというところがございます。これは令和元年の5月議会の契約の際の議決案件ということになっておりまして、その際にも同様の御質問のほうを頂戴しているというところを申し添えさせていただきたいと思えます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 最低制限価格2億1,599万7,000円、落札額2億1,600万円、最低制限価格との差は僅かに3,000円。これよりも安い金額で、小野田建設、仙北建設、丸か建設が札を入れております。これでは1者に予定価格、最低制限価格が漏れていたのではないかと疑われるのではありませんか。解体ですよ。何で調査基準価格でいかなかったのですか。何かを造るのではなくて、私は解体であればなおさらなんです。ただいま申し上げましたような業者は、手抜きをやるような業者じゃないでしょう、それ以下の札を入れたところは。

なお、5月の議会に出したそうですが、この仮契約を議会に同意案件として提出したとき、入札調書を参考資料として議員に提供したのですか。私が今指摘していることは問題になりませんでしたか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

今、議員のほうから、調査基準価格を設定しなかったのかという御指摘の部分が大きいところかと認識しているところでございます。それで、再三になりますけれども、今回の工事については、工事の品質保持をしようというところでもございました。例えばですけれども、この調査基準価格を設定した場合には、規定がございまして……。〔「議長、質問に答えさせてくださいよ」の声あり〕

規定がございまして、例えば直接工事費の92%を下回った場合、あと共通仮設費の85%を下回った場合、現場管理費の85%を下回った場合、一般管理費の50%を下回った場合、いずれかの1つにでも該当すれば、幾ら安い価格で入っても失格になってしまうというルールがございまして、今回はたまたまそういった制度は適用しませんでしたけれども、仮に適用したとしても、こういったところでそちらのほうに抵触してくるという内容でもございました。

ただ、議員おただしのように、調査基準設定価格については同議会のほうで御指摘をいただいたということもございまして、同年の4月以降は、そのような制度も取り入れまして既に2か件ほどの工事を発注しているという状況になってございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 議会にこの案件は出してお認めいただいたと言ったのでしょうか。入札調書を出したのですか、ちゃんと。問題になりませんでしたか、その議会で。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） すみません、その詳細については今把握しておりませんので、調べて後ほど御回答させていただければと思います。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 今日の議員の顔ぶれを見ても、そういう調書が出たらやっぱりおかしいと思うよ。こういうことは繰り返してはならないと思います。

私は6月でしたか、臨時議会があつて入札問題をちょっと議論させてもらった。その後に資料を頂いた。資料を頂いたのだけれども、過去の年度別の平均落札率しか出てこなかったの、

入札台帳と入札調書を見たいというふうによって、あの35度ぐらいの暑いときにクーラーのない5階の廊下で2時間かかって一枚一枚全部調書を見ました。その中で幾つか問題がありました。時間の関係で今日はやれませんが、入札台帳がないから全て見なきゃいけないんですよ、あの調書を。こういうのを、2年半分の。その中の一つを今紹介したのですよ。これは非常に大きな問題があると思います。

議会には、こういった資料をその段階で出してもらわなきゃいけないですよ。私が見に行かないと見られないのでは駄目ですよ。このことを指摘しておきたいと思います。

ところで、時間が16分しかないので。

この関係の2点目ですが、原子力防災について伺います。

女川原発で事故が発生した場合を想定した研修だと思うのですが、437名が参加されたようであり、令和元年度で。どんなことを想定した研修だったのか、簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 日向防災課長。

○消防本部防災課長（日向裕昭君） ただいまの質問に対してお答えします。

まず、原子力事故が発生した場合におきましては、各市町の地域防災計画に定められている役割に従って圏域住民と職員の安全確保を図り、関係機関と緊密に連携を図りながら活動を行うことを基本としております。

女川原発の事故に関してですが、原発からの距離に応じては原子力災害対策重点区域として、おおむね半径5キロメートルをPAZ（予防的防護措置準備区域）、おおむね30キロメートル圏内をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）にそれぞれ設定されております。涌谷町は短台行政区と大谷地行政区が、美里町は小島行政区がUPZ圏内に含まれております。このことから、当消防本部におきましては、UPZ対応マニュアルを作成し、緊急事態の区分に応じた措置を講ずるものとし、各町の判断に合わせた住民への避難広報や被曝防護を考慮した救急活動等を行うとともに、職員をオフサイトセンターに派遣し、原子力災害対策本部による防護措置等の対応体制を把握しながら各機関の活動状況等について情報収集と情報共有を行い、関係機関と連携した消防活動を実施することとしております。

これら原子力災害に係る消防体制の強化を図るため、議員お尋ねの研修は、基礎研修、対策要員研修、現地対策本部図上演習及び原子力防災訓練など、組織内外の研修や訓練に積極的に参加し、令和元年度におきましては延べ437名の職員が原子力防災に係る研修を行ったものであります。

今後もこのような事業を継続し、原子力防災への備えを万全として、圏域住民の安心と安全のさらなる向上に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 大分早く通告を出したものですから、丁寧な答弁を書いていただいて、ありがとうございました。時間がなくなるので。

安全・安心を言うのであれば、再稼働しないで廃炉にしたほうが私はいいと思っているのですがね。時間がないので、この議論は以上でやめておきます。

そして、次に広域活動基盤推進事業の大崎ふるさとづくり基金果実事業のプラネタリウム学習支援事業について、管内の43小学校中37校がこの事業を利用し、広域のバスによる送迎ですね、御覧いただいたという話を聞いて私は非常にうれしく思いました。かつてはそれぞれ構成市町の判断で、バスがないから駄目だといえば駄目だったのですが、今は公平にどこの学校の子供たちも見られるようになった。これはすばらしいと思うのですよね。これはどんな評価と受け止めていますか。

○議長（相澤孝弘君） 遊佐教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

このプラネタリウム学習支援事業につきましては、評価の観点としまして、まず利用者数の増加、そして子供たちに与える学習効果の面、2つの評価の観点があるかと思います。

まず1点目、学習等への利用者校が、この本支援事業を使うことによってどのくらい増加したかについて、まず説明させていただきます。

本支援事業を開始する前は、構成市町の小学校4年生を対象とした調査では、利用率は40%台にとどまっておりました。それが本支援事業を開始した平成30年度には44校中42校、利用率としては96%に増加いたしました。また、令和元年度におきましては43校中42校、利用率は98%ということで格段に高まったというところでございます。本支援事業によって利用を希望する学校が全て来館できる環境が整ったという上で、非常に大きな効果が認められます。

続いて、子供たちに与えられる学習効果という面でございますが、御存じのように、新しいプラネタリウムは、デジタル技術の発展に伴って迫力のある宇宙であるとか、それから何よりも身近な学校等の風景を映し出すことができます。自分たちの学校で星空の動きなどの学習が可能となっておりますので、以前に増して宇宙を身近に感じながら、効率のよい学習をできるようになりました。

先生方のアンケートを見ますと、天体学習の指導には少し苦手があったけれども、今回、学校の校舎を見ながら星の動きや星座の位置を深く理解させることができよかったとか、一斉にプラネタリウムの学習ができて非常にありがたかった。あるいは児童からも、プラネタリウムで見た星空がとてもきれいだったので星空を見上げるのがとても楽しみになったとか、プラネタリウムを見たとおりの本当の空でも火星がきれいに見えた、そういった生の声が届いておりまして、そういった声からはプラネタリウムを利用することで得られる高い学習効果が認められております。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 私、前に組合議会の議員をやっている際にプラネタリウムの機器の更新がありまして、すばらしい機器を導入したのでありますが、その際に全児童に見ていただいて、

夢を大きく将来に羽ばたいていくように大いに活用できるようにということを申し上げましたが、こういった形で事業が進んだことを大変うれしく思います。

次に、ほなみ園の運営事業の関係であります。医療的ケア児の受入れを始めて2年目になりました。これはいろいろ困難もあろうかと思いますが、保護者にとっては非常に助かる事業でありまして、これは今どういうふうになっていますか。

○議長（相澤孝弘君） 坂井ほなみ園長。

○ほなみ園長（坂井 浩君） お答えいたします。

初めに、医療的ケア児受入れ事業の評価についてお答えいたします。

議員御存じのとおり、本園では、喀たん吸引や導尿、腹膜透析、経管栄養が必要な医療的ケア児の受入れは平成30年度から2名の受入れから始まり、3年目の今年度は現時点で4名、さらに1名が11月に入園予定としております。今年度はトータル5名になる見込みになっております。

受入れ開始に当たり、看護職等の職員配置をはじめ施設環境の整備等について構成市町と協議を重ね、ほなみ園では受入れを開始しました。受入れ以前は児童発達支援としての受入れ施設が圏域になかったことから、早期の受入れ要望等の待望論がありました。当園での受入れは、医療的ケア児保護者、医療的ケア関係者及びマスメディア等の評価と今後の受入れ充実へのさらなる期待がかかるところです。

次に、課題についてお答えいたします。

1つは、送迎時のバス乗車時間が長いことで、医療的ケア児への負担を強いる現状にあります。2つ目といたしまして、全国的に医療的ケア児が増加しており、圏内及び圏域についても同様であることから、圏域でのほなみ園以外にも医療的ケア児受入れ施設が望まれるところです。

3年目を迎えている医療的ケア児の受入れの中で諸課題がありますが、解決と対策を講じながら、安全かつ安心した受入れに引き続き努力してまいります。以上であります。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 分かりました。確かに医療的ケア児の増加が社会的な問題になっておりますので、このほなみ園で始まったというのは非常に助かったという評価であります。民間等も含めた体制ということで、今、御意見がありましたが、この課題に向かって来年度に向かっていろんな努力をいただきたいと思います。

時間がないので、次に移ります。

監査意見書を先ほど佐々木監査委員から説明がありました。最後の結びのところですけど、今後、再編・統合による斎場整備事業をはじめとする施設の更新や延命化工事、大変大きな財政負担を伴う事業が見込まれていると。そして、構成市町の財政事情も非常に厳しいという中で云々という指摘があります。

大崎地域広域行政事務組合は、211億円にも上る西地区熱回収施設の関係に今取組中であ

り、今後、東部斎場整備事業に42億6,000万、新規最終処分場の取得・建設に55億、それから中央桜ノ目衛生センターの整備事業に約70億ということで、合わせますと200億円に近いという事業を控えているのであります。その一方で、東部斎場の場所が小野の新田ということで、言ってみれば大崎市のだ真ん中よりも、どちらかといえば西に寄ったところに造るということで作業が始まっております。

一方で、東部エリアからすれば非常にバランスの悪い形になっておりますので、私、平成28年に当組合議会最後の議会の際に、もしも小野に決まった場合は、東南部の地域の皆さんからは、利用できるようにしなかったらば組合負担金を払えないよ、隣町に行ったほうが近いのではないかという声が出るのではないかと申し上げておりました。このまとめのところで言っているのは、こうした大きな事業で合計額で200億近くの事業費が今想定されていると。ですから、今懸案となっている課題については、十分勘案したもので整備すべきだというような受け止め方に聞こえるのですが、そういうことでいいですか。

○議長（相澤孝弘君） 佐々木監査委員。

○監査委員（佐々木富夫君） 組合の施設整備につきましては、るる御案内のとおり、大規模施設の整備等々がこれからも続くということで御指摘の部分は多々あると思います。施設整備に当たって施設を集約化することでは、まさに経済性・効率性からすると有効性はあると一般的には思っております。一方、地域性を重要視するという施設の統廃合を含めた集約化とは相反するということになって、経済性・効率性ということについては若干薄れる部分も出てくる可能性はあると思います。

そういった面で、施設整備に当たっては、集約化することが必要なのか、あるいは地域性を重要視するかについては、事業費の比較を含め、あるいは場合によっては施設の規模等について縮減するとか、様々な方法があるかもしれませんが、いずれにしても事業費の比較などを含めて総合的に比較検討、検証して、議論を深めて、議会の御協力をいただきながら事業運営していただくことに努力してほしいという思いであります。以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 涌谷の斎場と松山斎場は、年間にしますと四百数十件ずつ利用されているようであります。今、監査委員からはそういったことでありますが、東部といっても実際は中央、または西寄りだと。どうしても向こうの東南部といいますか、これを考慮に入れざるを得ないということを想定した検討ということが今の監査委員の意見書の中にかがいが取れるのでありますが、その辺は考えていますか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） ただいま新しい斎場建設に関わりまして古川のこの地域に、そこを決定していただいたわけでございますが、この斎場は当初8基の規模で、今3ヘクタールということで買収を考えておりますけれども、当面は6基でスタートをさせていただきまして、2基については涌谷斎場の長寿命化を行いまして15年程度使いたいと考えているところでござい

ます。

そういった中で、今御指摘の計画につきましては、財政計画10年間をつくっておりますので、その中の最終年次にぜひ計上させていただきまして、これは広域行政でございますが、先ほど監査委員の意見もございまして、広域で実施してより効率化が図られる、あるいは財政の健全化という観点から、そういったことでこの共同事務がなされたと認識しておりますので、そのような観点から新たな斎場基本計画につきましては、大崎全域を考えたような形で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 時間ですが。

○5番（小沢和悦君） 時間ですので終わります。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 先ほど回答のほうを保留させていただいておりました議会への入札調書の提示でございますけれども、かつて議会のほうから同様の御指摘を頂戴しておりましたというところで、例規改正を行いまして、本年4月1日から施行してお示しするように内容を改めているということを御報告申し上げます。以上でございます。

○5番（小沢和悦君） 前は示していなかったんだね。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） はい。（「終わります」の声あり）

○議長（相澤孝弘君） 質疑の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（相澤孝弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

3番富田文志議員。

○3番（富田文志君） 3番富田でございます。

議案第14号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、通告をしておりますので、順に従って質疑をしております。

なお、私、初めてこの大崎広域の議員になりましたので、ちょっと的外れな質疑になりましたら、温かい目で見守っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず最初に、4款衛生費の繰越明許費について通告をいたしました。通告は、時間の関係もありまして簡単な通告にしましたが、聞き取りをかなり丁寧にさせていただいておりますので、はしりながら答弁をいただくと全項目に多分いけると思っておりますので、お願いいたします。

今年度の繰越明許、決算書を見ますと1,650万3,340円であります。この金額、関係資料3ページの実質収支を拝見しますと、繰越明許費は1,442万2,340円となっておりますし、先ほど監査委員の報告にもありましたが、審査報告の中でも1,442万2,3

40円と。同じ繰越明許費、既に決算が終わっているにもかかわらず、2つの金額が出てまいりました。これについて何となく違和感がありまして、会計処理をどのようにすると、このように2つの違う金額が出るのか不思議になりましたので通告をいたしました。お願いいたします。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

繰越しでございますけれども、先ほど監査委員から、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして1,442万2,340円、そして実際の歳出で繰越した額が1,650万3,340円ということで、208万1,000円の差異が出ていますところでございます。この部分につきましては、先ほど管理者のほうからも冒頭にありましたけれども、大きく3つの繰越し事業がございまして、その中の大日向クリーンパークの管理経費の災害復旧工事でございます、歳出額が489万5,000円ということになっているんですけれども、この部分が国庫補助事業の対象事業というところでございます。それで年度末の時点で工事が完了しておらなかったというところで、この部分の工事が完了していないということで、国庫補助金が令和元年度に入ってこないというところがございます。ただ、事業そのものを翌年度、令和2年度に繰り越すよというところがございます、扱的には未収特財という扱いになります。簡単に言えば、約束手形のようなものを財源として持って次年度に行ったと。

例えば、自分はもともと大崎市から出向しておりますけれども、大崎市の場合ですと、一般財源を一緒に歳出と歳入、1対1の割合で持って繰り越すのですけれども、一旦立替えという形になります。補助金が入ってきたら相殺をしてということになるのですけれども、広域の場合は、そういった扱いはやっておらないというところがございます。というのは、幾らでも一般財源を抑制しなければならないというところ、結果的には1市4町の負担金の軽減を図りたいということで、約束手形のようなものを持って財源としてつけて翌年度に行って、実際工事が終わったので令和2年度で工事が完了して、その部分の財源が国から令和2年度に入ってきたという流れになってございますので、それで御理解を賜りたいと存じます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 先ほど私が違和感を覚えたというのは、そのことなのですね。入らない財源がいかにも入ったようにして繰越しになるということ自体、不自然に感じます。昨年度の決算資料を見ますと、毎年同じような処理になって繰越しを結構されているのですね。こういうので処理自体がいいか悪いか、そういうものもしっかり調べて、これから臨んでいただきたいなど。そうでなければ、この208万4,000円に関して別な方法で分かるように記載がどこかに出てこない、数字の合わないものが最後まで年度を越して数字が合わないということになるんだと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

この方法については、違法だということではなくて適法に処理されていると。ただ、やり方が2つあって、そのうちの一般財源を立替えという形で持ってきて繰り越すという形ではなくて、広域の場合は、先ほど申し上げましたように、一般財源を軽減するために約束手形のような国の補助金というのでもって繰り越しているという方法を採用してこれまでやってきました。この辺のところ、例えば今後の説明の中で分かるようにお示ししていければと考えてございます。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 収入未済とか、そういう処理ができるのであればというような思いで数字は見たんですが、そういうのは会計処理のやり方ではないものなのですかね。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

その辺のところも含めまして、少し研究をさせていただきたいと思えます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 次に、決算書の13ページ、収入未済額について通告をしておりましたが、これは先ほどの説明で内容は分かりました。今も、金額が大きくはなくても、少しずつ納まっているということだと理解をいたしました。重ねて今後も収入未済が減っていくように努力をしていただきたいと思えます。

次に、財政調整基金と地方債の見通しについてということで、財政見通しについてお伺いをします。

財政調整基金約17億4,800万、17億5,000万ほどありますし、財調ではないのですが基金がそのほかに2つ、それぞれ12億ぐらいずつあります。合計すると41億を超える約42億にもなるかという基金を既に持っておりますが、先ほど来お話がありますように、今後もプロジェクトとして大きな事業が続くということでもありますので、この財調、そして地方債のバランスが大崎広域の財政状況にとってきちんとなっているバランスなのかどうか、その辺が疑問に思いましたので通告をいたしました。

昨年度の一般会計決算は、一昨年度が130億ほど、昨年度が85億ほどに減ったということで、今年度の予算がまた130億ほどに戻ったということで、大きな事業をするたびに大きく財源がぶれているということは分かりましたが、一定の落ち着きのある財源調整をしていかないと将来負担が安定していかないということにつながるんだと思えますので、その辺について、まずは財調、どれぐらい大崎広域の財政状況の中で必要な金額と見ているのか。そして、併せて地方債をどれぐらいに抑えて臨むべきか、平準化を図るためにも地方債はどれぐらいが大崎広域の事業規模として臨むところなのか、それを伺っておきます。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えのほうをさせていただきます。

まず、財政調整基金についてでございます。

議員おただしのように、令和元年度末につきましては約17.5億円ほどの財調があるというところがございます。令和2年度の当初予算の中で、このうち約3億円を財源として充てているというところがございます。先ほど決算の中で御説明をさせていただきましたけれども、繰越金のうち6,000万円をこの財調に積立てをするというところで、ざっくりと令和2年度末現在の想定では15億円ほどの財調にしようというところがございます。

しかしながら、議員が御懸念なさっておりますように、今後、大型の事業が次々と出てくるというところがございます。それで、当然1市4町の負担金の軽減を図っていかなければならないというところがございます。3月に策定いたしました広域圏計画の中では、1市4町の負担金についてはアッパーを70億以内に毎年収めて平準化を図っていこうということでお示ししているところがございます。したがって、こういった財政調整基金の活用は避けて通ることができないということになります。

それで、この財調につきましては、先ほど議員からも御紹介がありましたように、この財調のほかに、そのほか2つの基金があると。大崎ふるさとづくり基金という基金があり、通常分と拠点分に分かれております。この通常分の部分を取り崩しいたしまして、約9億円になります。現段階で想定しているのは、仮称でございますけれども、広域の施設整備基金のようなものをつくって、それを今後想定されております工事等の財源に充てていこうというふうにご検討しております。

そして、この基金の下限値は、広域としては最低6億円をキープしていこうと、6億円を下回らないようにしていこうということで、こちらも先ほど御紹介させていただきました3月に策定した広域圏計画のほうに、その辺のところも記載をさせていただいているところがございます。

次に、もう一つの起債でございます。起債につきましては、令和2年度としては30.5億円ほどの起債残高があるというところがございます。この起債残高があるのですけれども、今後、大規模事業がどんどん出てくるというところで、直近でいくと令和7年度には2桁を超えて3桁の100億円を超えてしまうという状況になります。しかしながら、広域としても今後想定されております事業については必要最低限の事業と捉えておりますので、こういった起債で、簡単に言えば借金というものをさせていただくことになるのですけれども、極力こういったものを今後抑えながらいこうということで考えているところがございます。

しかしながら、例えばこういった起債を充てた場合、交付税で一応、議員御承知のように国のほうから返ってくるというところで、これは物によっても違うのですけれども、ざっくりと約4割程度交付税として戻ってくるということを御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 令和7年度には100億を超えるというような地方債の予定、ざっくりとしたところで4割は交付税で何とかなるということではありますが、6割は結局は自己負担と、

こちらで自主財源を用意しなければいけないということになるのだと思いますので、その辺、しっかりと対応していただきたいなと思いますし、今答弁にもありました。ほっとしてありますが、ふるさとづくり基金ですね、合わせて約24億円ほどございますが、ためていけばいいというものではなくて、有効活用するためにためたものでありますので、今回、9億を取り崩して他の事業に充てるということ、基金にするとということだと聞いてほっとしておりますが、ぜひそのように前向きに財政計画を進めていただきたいと思います。

次に移ります。

成果表14ページ、燃やせるごみの処理状況について書いてありました。昨年の台風の影響で災害ごみ搬入量が多くなったということで、なるほどというような思いをいたしました。一方で、事業系のごみ、農林業系廃棄物が減少というような数字で書いてありましたので、これについて少し疑問が残ったわけではありますが、その辺の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） ただいま燃やせるごみの処理状況について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、燃やせるごみの搬入量につきましては、成果表の14ページを見ていただきますと御理解いただけるとと思います。まず家庭ごみ、事務系ごみを合わせて6万4,496トンの実績でございます。昨年度と比較して1,232トン増加しておりますが、その主な要因につきましては、台風19号による家庭系ごみの増加が要因となっております。台風19号の災害によって組合の施設に搬入された燃やせるごみの総量につきましては、2,273トンが組合の焼却施設に搬入されております。

それでは、なぜ燃やせるごみ、全体ではどうなのかということですが、この台風19号被害につきましてはということですが、全体で前年度、平成30年度と比較して1,041トン、1.6%ほど減少しております。ですから、台風の被害がなければマイナス1.6%だったということになるかと思えます。

減少した分析につきましては、まず1つに時代の変化、ペーパーレス化もあると思いますが、昨年度につきましては、年度末から発生した新型コロナウイルス、そういう部分の影響が大きいと考えられます。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） この災害ごみの先ほどもお話ししました減少に違和感があったということでの質疑でありましたので、まずは次に移ります。

成果表16ページ、資源物売払い状況について、先ほど会計管理者からも説明がありました。昨年度と比較して約2,000万ほどの減になっているということではありますが、この要因についてしっかりと捉えるべきではないかなと、このように思いましたので通告をさせていただきました。

ある意味では、資源物を大切に使うということ、この金額が減っているということも

ありますし、リサイクルにしっかりと回っているんだなというような思いもしておりますけれども、市内、お話をお聞きしますと、各地域によっては自治会の資金源として資源ごみ回収に取り組んでいるということが大きく大崎広域の資源ごみ回収、逆にそちらの足を引っ張っていると言っているのか、少なくなった要因になっていると、このような思いもしておりますが、その辺、どのように分析をしておりますか、伺っておきたいと思えます。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） それでは、成果表の16ページ・17ページになりますが、御説明させていただきますと思います。

資源物の売払い量につきましては、前年度と比較して約211トンほど減少しております。資源物の売払い量が減少したことによって、それと売払いが影響したかということもお聞きだと思いますので、お答えさせていただきますと思います。

要因として、生活様式の変化により、まず生き瓶の使用量が減少していることも考えられます。また、新聞・雑誌などの購読量も減っていることが想定されます。議員御指摘のステーションの部分も、自治会の回収もありますが、組合としては、スーパーに住民が買物に来た際、新聞や段ボール、雑誌などを資源として持ち込み、それがスーパーのポイントとして還元される独自ルートを構築されたことも大きな要因かと考えられます。

売払い金額につきましては組合の自主財源となりますことから、組合側では非常に重要なポイントとして捉えておりますが、令和元年度につきましては、再生資源の相場が、取引先となる主要国、特に中国などが国際情勢により輸出が伸びず、だぶついたことで単価の低下につながったことが主な要因と思われまます。

平成30年度4,908万1,000円だったものが、令和元年度は2,904万8,000円、約2,003万3,000円ほど下がっております。これらの主なものにつきましては、拠点売払いしている部分、例えば可燃性資源物の段ボールが、平成30年度がキログラム当たり単価4円だったものが令和元年度で2円と半額になり108万9,000円の減、新聞においては7円だったものが4円まで単価が下がっており、172万1,000円の減となっております。不燃性の資源物ですと、アルミ缶ですとキログラム当たり平成30年度に35円だったものが令和元年度には15円に下がり268万2,000円の減、スチール缶は13円だったものが3円まで下がって92万8,000円の減となっております。

リサイクルセンターについての売払いについても同様で、リサイクルセンターで資源化した破砕鉄が、平成30年度のキログラム当たり単価が29.5円だったものが16円まで下がっており687万5,000円の減、破砕アルミにつきましては100円だったものが20円まで下がっている状況で156万円の減となっております。そのような形で単価が非常に下がっております。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 分かりました。かなり昨年度と比較すると大きな減額の割合になっていま

すので、その辺も自主財源としては大きい要因にはなっているのだと認識しておりますので、ぜひしっかりとした対策なり、今後の方向性だけはしっかりと捉えていかないと駄目だと思いますので、その辺、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、成果表の22ページ、消防の業務活動状況について伺いたいと思います。

管理者の行政報告にありました、10月3日、鳴子温泉の鬼首で行われました北海道東北ブロックの合同訓練、本当に御苦労さまでした。非常に真剣な訓練を目の当たりにさせていただいて、心強い限りだと認識を新たにいたしました。消防の活動ですから、今後ますますの活躍と言うと災害が多くなるようではうまくないのですが、まずはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこでなのですが、この活動状況で、火災現場への到着、昨年よりも1分ほど遅れて9分が10分になったというような報告の数字を見ました。この1分の遅れというのは消防の初期消火にとってどのような影響があるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） ただいまの質問についてお答えいたします。

1分の遅れに通じるような部分については、距離、それから道路の工事であったり、そういったもので遅れることは多々あります。ただ、1分の遅れについては、消防団の活動であったり、そういった方の御協力を得ながら活動するものでありまして、特に目立って大きな遅れにつながったようなことということとはございません。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 現場で実際に活動している方が影響ないと言うのですから、それを信じてぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

そこでなのですが、火災現場での消火作業上、各地域におられます非常備消防、消防団との連携というのが非常に大きいと思います。御承知のように、消防団員の高齢化が進んで、だんだん団員の確保もままならないというような状況も伺っております。地域の企業消防の協力もいただいているという話は聞いておりますが、それでも常備消防と非常備消防の協力というのは、一番消火作業、災害作業にとっては重要なセクションになるのだと思いますが、そのことを広域としてどのように捉えているか、伺っておきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） ただいまの質問についてお答え申し上げます。

消防団の高齢化、団員減少ということで、平成31年4月現在、消防白書のデータということになりますけれども、全国でも10年前と比較して平均年齢は年々上がりまして41.6歳、団員数も6%、約5万3,000人ほど減少しております。大崎圏域全体では、平均年齢47.6歳、団員数は定数全体の93%の充足率を確保していただきまして、県全体、充足率87%、全国でも90.8%を上回るような状態ということで認識しております。

消防団は、火災が発生すればいち早く現場に駆けつけて、水利の確保や残火処理など、安全

管理に至るまで御尽力いただきまして、その力は、高齢化、団員減少を感じさせず、その地域密着性と動員力は地域防災の中核でもありますことから大変頼もしい、そしてありがたいと感じているところでございます。消防団のそういった活動もバックアップ、それから支援していきたいというように、当消防本部といたしましても継続して訓練、研修などを通じて連携強化に努めてまいりたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） なお一層の連携強化を進めていただきたいと思います。

続いて、昨年、古川の稲葉地域において連続の不審火が発生をしておりました。注意喚起や周囲の見回り警戒はもちろんでありますけれども、防犯カメラが抑止にかなりの威力を発揮したと、効果があったというようにも伺っております。実は大崎市でも、消防の不審火防止という意味ではありませんが、防犯上から各地域に防犯カメラを増設するという取組が進められております。広域としても、抑止力になるのであれば、大崎市と連携して防犯カメラ、大崎市だけではないのですが、1市4町と連携して防犯カメラの設置にも広域としても力を入れるべきではないかなと思うのですが、その辺、いかがお考えでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） ただいまの質疑についてお答えいたします。

まず、連続不審火対応時の防犯カメラの設置について、消防の対応ということでございますが、今言われた平成30年以降に大崎市稲葉地区で火災が多発した際には、大崎市をはじめとして消防、警察、消防団、それから婦人防火クラブ、防犯協会が協力して防火活動を展開して多大な効果を上げることができたと承知しております。

防犯カメラの設置については、市町を含め自治会、そういった関係機関が連携して設置していると伺っております。広域行政側としての設置予定というものについてはございませんが、地域と一体となって警戒を高めることで、放火されない、させない、そういう環境づくりをして、非常にそういったものというのは有効なものでございますので、今後も宮城県で定めておりますガイドライン、それからプライバシーの問題などを研究しながら、関係機関と連携した防火対策に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） ぜひ予防消防を真剣に推し進めていただきたいと思います。

それでなんです、6月の臨時会で、はしごつき自動車の導入もいよいよ始まりまして、広域行政、一段と消防の機動力といいますか装備力が増強いたして非常に安心をしております。実は今、古川中心部、七日町の再開発が進んでおりまして、かなり高層なビルが建つ予定であります。実は6月の議会のときには35メートル以上のはしご車ですか、非常に心強く思ったんですが、今回予定される高層ビルのことを考えると、それでも十分な高さにはならないんじゃないかと。しかも、今回の高層は上層部が一般住宅ということで、住む方が上の階にいらっしゃるということになります、その辺、広域消防としてどのような思いで今いるか、お伺い

したいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） ただいまの御質疑でございます。

当然、消防力のはしご車については、設置基準に基づいて中高層建物の数で定められておりまして、管内の基準は2台ということになっております。大体15メートル以上の建築物が、今、大崎管内には137棟ございます。高さだけで見た場合、カバー率については、この2台で96%、131棟ということになります。今、議員が御指摘の35メートル以上のところのカバー率というのは難しい建物も当然出てきます。その部分については今6棟ぐらいということで、今言われた再開発のマンションを含めて、そのように認識はしております。50メートル級とか、そういったものについては、県内では仙台市しか今所有はしていないということでございます。いろいろ運用にも制限がございまして、当管内では地域の道路が狭隘であったり設定場所の関係で運用については効果的ではないということで判断して、35メートル級という機動力のあるはしご車を設定しております。

消防法については、届かないということなら35メートル以上の11階部分以上については、消防活動上必要な施設として非常用コンセント、連結送水管を設置するということになっておりますので、これを活用した災害対応なり、それから防災ヘリコプターと連携した活動なり、そういったものを推し進めていくということでございます。以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 令和元年度の決算で現在の状況を伺ってしまいました。一般質問に近くなりましたので、ここはこれでやめておきます。

次に、救急の業務活動、23ページにあります。それについて伺っておきたいと思います。

高齢社会が進展しておりますので、高齢者による通報の場合、その通報の内容確認等々がうまくできないというような状況などはないものか、あるものなのか、まず伺っておきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） ただいまの質問にお答えします。

これまで高齢者の119番対応については、出動に支障を来すような事象はなく、問題ないものと認識しております。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 実は私の近所にも高齢者が、しかもお一人で住んでいる高齢者が大分多くなってきました。ふだんお付き合いの中でお話ししても、なかなか的を射ないようなお話の方が結構いらっしゃるのですが、救急を呼ぶ場合はしっかりと対応していただいているということでちょっと安心しました。準備をしてきた思いとは違う答弁をいただきましたので、次に移ります。

道路の道幅が、特に郡部のほう、道幅が狭くて現場まで行けず、ストレッチャーで結構な距

離を運んで救急対応しているという話をよく伺うのですが、そういう場合、行政との、道路行政の中でどのような連携、例えば道路の改修の要請をすとか、要望を出すとか、そういうことは広域消防の業務としては一切手を触れていない部分なのでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、救急車運用上の道路の不具合に対する道路行政との連携ということでございますが、救急隊は傷病者の状態を悪化させずに苦痛を軽減しながら適切な医療機関へ迅速に搬送しなければなりませんので、細心の注意を払って対応しております。現時点で救急現場、傷病者関係家族から、道路の不具合による苦情、情報等はございませんが、万が一走行に支障がある場合については、道路管理者へ改善の申入れを行うこともあり得ると考えております。今後においても、安全に緊急走行ができますよう、道路行政、関係行政との関係を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 実は大崎市議会の中で、現在、私の正面に座っています相澤議長が質疑の中で、道の段差を、江合川の東側の橋、何という橋でしたか、古川の一番、李埴のほうの橋ですね。あちらの富長から来るほうの橋です。その段差が非常に大きいということで、一旦大崎市で修繕を行いました。また、その段差が大きくなってまいりましたが、普通の車両で走ってさえ、徐行しないとバウンドがひどいなと感じるくらいなので、個人的には救急車だったらもっと大変だろうなというような思いをして、ぜひ救急車で出動する場合、大変な状況があったんだったら遠慮しないで行政に協力要請をすると、早く修繕をしてくださいというのは、現場の的確な情報として出すべきだなという思いがありましたので、質疑をさせていただきました。

50秒を残して終わります。ありがとうございます。

○議長（相澤孝弘君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 議案第14号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

私は決算全てを認定できないというものではありません。決算額全体の86億円余からいたしますれば10%にも満たない問題でも、これは容認できない、姿勢を変えていただかなければならないという問題があるから、反対の討論をするものであります。

令和元年度諸事業の結果について、誤解のないように私の評価を率直に申し上げたいと思います。

令和元年度決算は、歳出が予算現額約8億6,990万円に対し、支出済額8億5,300万円、歳入額も8億6,400万円というもので、歳出の款内訳では、衛生費が全体の51.57、消防費が35.29%、2つ合わせますと86.86%を占め、圏域住民の日常生活に欠かせない重要な役割を担っております。

消防費歳出総額は約3億2,000万円であります。事業内容を見ますと、令和元年中における救急出動件数は9,470件、搬送人員は8,835人で、1日平均約26件、55分に1件の割合で出動し、大崎圏域住民約22人に1人の割合で搬送したことになります。119番通報を受けてからの現場到着時間は平均で10分13秒、圏域住民のための命を守る大事な仕事をしっかりやっております。

知的な遅れ及び発達障害をお持ちの児童のためのほなみ園運営事業は1億2,300万円の歳出であります。児童27名で新年度を出発し、2年目となる医療的ケア児4名を含め30名の児童の療育指導に当たっていただきました。

パレットおおさきでのプラネタリウム学習支援事業は、ふるさとづくり基金果実事業として圏域内の全小学校43校の児童の送迎バスを運行し、支援していることもすばらしいことでもあります。

行政職、消防職を合わせ400名の当事務組合職員の皆さんの圏域住民のためのお仕事に私は心から感謝を申し上げるものであります。

さて、私がなぜ決算認定に反対するかについて申し上げます。

第1は、放射能汚染農林業系廃棄物処理に関する問題であります。

試験焼却に関して、覚書を取り交わしております三本木の萱刈水利組合、上宮協栄会との申合せ、これを無視して試験焼却を進めてしまいました。公判で争われているのに、それを無視して試験焼却を進めたことは誠に遺憾であります。この放射能汚染廃棄物処理事業費は決算額は545万2,200円と、支出総額全体からすれば、僅か0.063%にすぎませんけれども、この進め方については、行政と関係する地元関係組合との覚書や申合せを守らずに進んだことは誠に遺憾と言わざるを得ません。

また、上宮協栄会からの試験焼却差止めを求める仮処分申立ての却下を試験焼却強行の理由にされているようでありますけれども、仙台地方裁判所が下した判決ではなくて決定であります。これは質疑でも申し上げましたように、大きくは2つ。1つは、上宮協栄会との申合せについては、施設・設備等の変更に関することについては地元の同意を得ることとする申合せは、同意を得られない場合にはやってはならないと書いていないから、これはやってもいいんだという理由。もう一つは、0.23マイクロシーベルトをどこの機関も安全基準としていないのに、これを安全基準に満たないから受忍範囲とする見解。この2つを仮処分の申立て却下の理由にしたわけではありますが、この却下をもってお墨つきと見立てて、この試験焼却の第5・

第6クールも行われてきたところでもあります。これも甚だ遺憾であります。

第2の理由は、入札契約問題に関する当事務組合の進め方に問題があるということでもあります。旧庁舎解体工事は令和元年5月7日に行われました。予定価格2億3,999万7,000円、最低制限価格2億1,599万7,000円、そして落札価格は2億1,600万円、最低制限価格比3,000円多いただけでありました。9者が入札に参加しましたが、この最低制限価格を割った3つの企業は地元の優良企業であり、施工能力がないとは言えない企業でございました。その点で、解体事業でありますけれども、最低制限価格ではなくて調査基準価格を設定するのが妥当であります。このような針の穴を遠くからすぽっと通すような形の結果となりましたことは、議会に入札調書が示されていないことから、これに何らの異論なく進められたようでもありますけれども、甚だ遺憾であります。

さらに、今日は20日の議会運営委員会で触れてはならないと言われたので質疑を行いませんでしたが、令和2年3月13日に施設運転管理業務が3件、指名競争入札、または随意契約で決められております。私が入札調書等から調べてみますと、次のような問題があります。令和2年度は4月から始まるのでありますが、令和2年度の予算が議決されない前、議決案件が提案される前に入札が執行されたという問題であります。

さらに、2つの随意契約について見ますと、予定価格が記載されておられません。大崎地域広域行政事務組合の契約規則第27条は随意契約における予定価格の設定を義務づけておりますが、これに反していると思われないのであります。

さらには、随意契約を行う際には、2者以上からの見積りを徴することになっておりますが、1者からしか徴していない模様であります。これは調書からしか判断できないことでもあります。予定価格なし、1者見積り、そして予算議決前に入札、いずれも問題ありと言わなければなりません。

このようなことは本来はあり得ないのでありますが、ここ私は4年ぶりに事務組合の議会の議員にさせていただきました。以前にはこのようなことはなかったように思っております。その点で厳しくチェックする意味で、こうしたことを申し上げているところであります。

この問題の3つ目であります。入札台帳がない。これは、年度中に何件も何件も入札をやっているわけですね。それを1か月サイクルなり半月サイクルなりに日にちごとにどのような入札を行っているか、それのかがみがなければなりません。そして、その下に調書がなければならぬのであります。それが無いものですから、調書全部を見なければ問題点をつかめないという仕組み。これは大崎地域広域行政事務組合の情報公開事業の中で、圏域住民の知る権利を尊重し、行政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策及び情報公表制度の充実に図り、公正で開かれた広域行政の発展に寄与するために公開事業をやっているという、決算の主要な施策の成果に関する説明とは反する内容の実態になっていると言わざるを得ないのであります。

私は、以上申し上げた点は、先ほど申し上げましたように、大崎地域広域行政事務組合の令

和元年度の支出済額 8 5 億 6, 0 0 0 万円からすれば大した比率ではありませんけれども、今後の大崎広域行政事務組合の行政運営について厳しくこの点を反省して今後に当たっていただくような立場から、反対の討論とさせていただきます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立多数であります。

よって、議案第 1 4 号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

「日程第 9 請願第 1 号から請願第 5 号までの 5 案件一括」

○議長（相澤孝弘君） 日程第 9 請願第 1 号から同第 5 号までの 5 案件を一括して議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 1 号から同第 5 号までの 5 案件については、お手元に配付いたしております請願書の写しのとおりでございます。

お諮りいたします。

請願第 1 号から同第 5 号までの 5 案件については、組合議会委員会条例第 3 条の規定により、議長を除く全議員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号から同第 5 号までの 5 案件については、議長を除く全議員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで請願審査特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 2 時 0 2 分 再開

○議長（相澤孝弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に請願審査特別委員会の正・副委員長の互選を行いましたので、その結果を御報告いたします。

請願審査特別委員長に13番大橋昭太郎議員，同副委員長に4番山田和明議員が選出されましたので、御報告いたします。

「日程第10 一般質問」

○議長（相澤孝弘君） 日程第10 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

4番山田和明議員。

○4番（山田和明君） 一般質問を行います。

大崎市南東部地域の新たな斎場建設事業推進についてお尋ねをいたします。

新斎場を建設するため、これまでに広域行政事務組合として斎場建設候補地として選定してまいりました古川桑針谷地中周辺，美里町北浦下中江周辺，美里町中塚上戸周辺の3か所で住民説明会を進めてまいりましたが，地元住民の合意が得られず厳しい結果となりました。そのため，D候補地である小野新田裏地区周辺に建設候補地として決定したことが5月13日の広域行政事務組合の全員協議会で報告がありました。古川・松山斎場施設の老朽化が著しく進んでいる状況から，古川と松山の斎場を統廃合して，新たに東部斎場として令和8年4月から開設する計画であります。

さて，平成24年9月に策定された大崎広域斎場基本計画では，最終的な施設の位置として，住民の利便性と効率的な運営規模を考慮した場所とする。既設の施設，山間地域の地形にとらわれることなく，地理的要因，道路事情及び人口密度，周辺の環境などを考慮して選定するとなっております。

ここで問題提起しておきますが，このような小野新田裏周辺に決定したこと自体，斎場基本計画の最終的な施設の維持に合致するものではありません。このことを管理者はどう説明されるのか，お尋ねをいたします。

まだあります。A・B候補地の説明会と地元の説明会は平成28年度秋頃まで開催し，これ以外は開催されておられません。最終的にD候補地に決まりましたが，それすら説明会について開催されておられません。広報「大崎広域」で周知で終わるのか，改めて開催するのか，説明会をすべきであります，その点いかがでしょうか。

さて，本題に移りますが，平成31年4月，新斎場建設候補地選定では，圏域全体での斎場立地を十分に考慮し，住民福祉の向上や利便性の観点から，大崎市松山下伊場野石宮地区が選定のための活動を行う目的で大崎広域東部新斎場建設連絡協議会を設立し，4月24日には大崎地域広域行政事務組合新庁舎で，鹿島台，松山，三本木地域の行政区長，松山地域住民，市議会議員計46名が出席し，新斎場は松山下伊場野石宮地区を選定するよう強く求める陳情書を提出いたしました。3地域の88行政区長連名によるものでございます。地域住民に直結す

る重大な問題として取り上げてもらいたいとの強い意志によるものでございます。

大崎広域東部新斎場建設連絡協議会では、情報共有、立地視察、要望活動を継続して取り組んでまいりましたが、いかんせん古川小野新田裏地域周辺に新斎場が建設することと進んでまいりました。甚だ残念であります。それはなぜかと申しますと、あまりにも北西部地域に偏り過ぎており、住民福祉や利便性から見ても平等性を欠き、著しく均衡を欠く立地であります。そのことは明白であります。

東部斎場整備事業は、果たしてそれで利便性においても肝腎要の住民福祉に込えられるのか、所見をお伺いいたします。

次に、9月14日松山地域、9月18日三本木地域、9月24日鹿島台地域で行った大崎広域東部新斎場建設連絡協議会と広域行政事務組合で共催した住民説明会、意見交換会のことでありますが、3地域の区長さん方から意見・提言が時間を惜しまず出されました。その中で、栗原市高清水の境まで行くのか、非常に利便性が悪く、冬季間時には降雪で4号線が渋滞し、身動きが取れない状況から葬儀の時間がずれ込むことが予想され、また斎場候補地としてA・B・Cが駄目でDに決まるときには、地域住民、特に南東部地域の鹿島台、松山地域住民の利便性を全く考慮せず、Dに進んだ考え方に非常に憤慨している。決まったことなので文句を言っても覆るものではないが、利便性を考慮してほしかったと。

一番理解できないのは、他の候補地も探されたのかと。先ほど利便性の話をされた、それは全く無視してD候補地にしたこと。ほかには南側に来れば丘陵地があると、大崎耕土を見れば地質的に今いる地点から古川まで全く同じような地質、地層である。そういうことで、松山、鹿島台にも考える余地がなかったのかと。

また、この説明会ではD候補地に決定だという方針でいるようではありますが、決定されたことに関して、我々区長は聞かれた場合、どのように説明したらよいか分からないと、こういった意見が出されました。

大崎広域事務組合自ら住民への説明が必要ではないかという意見も出されました。3地域の区長さん方として、ふんまんやる方ない気持ちでいっぱいでありました。そのことに広域行政事務組合として、意見・提言をどのように受け止め、管理者として区長さん方の信頼関係をどう構築していくのか。この際、区長さん方の信頼関係は抜き差しならないような関係であってはならないので、管理者に所見をお伺いいたします。

次に、涌谷斎場については、令和2年第1回組合議会の中の施政方針で、今後も施設を継続して使用する計画であることから、延命化対策として火葬炉本体の修繕工事を実施し、施設の機能維持を図り、安定的な管理運営に努めてまいりますと管理者が述べております。この涌谷斎場は、現在排ガス処理の主流であるバグフィルターが設置されておらず、また再燃、燃焼炉、ガス滞留時間についても現行の基準に合致していないこと等の問題があります。

そこで、今後それらの解決のための大幅な火葬炉本体の修繕工事をやっていくということでございますけれども、どのような考え方が、お尋ねをいたします。

さて、平成24年斎場基本計画を策定し、涌谷斎場は耐用年数がまだあることから、当面は継続使用するというごさいます。それに付け加え、涌谷斎場の存続は、今後の圏域人口減少や施設稼働率を見極めながら検討していくとありますが、涌谷斎場はどのような方向性を持っていくのか、その点お尋ねをいたします。

次に、松山、鹿島台、三本木の3地域及び美里町の住民から、松山斎場の炉を改修しながらでも松山斎場を存続してほしいとの住民への配慮について伺います。

先ほど述べましたが、9月14日から始まった3地域での住民説明会、意見交換会において松山斎場の存続について出された問題であります。どのように承知しておりますか。なぜこのような質問をしなければならないかという、新斎場が古川小野新田裏に決まったことで南東部地域に住む住民の声が届かなかったことが一番大きな要因であります。大崎広域東部斎場建設連絡協議会として、新斎場を松山下伊場野石宮地区に選定するよう強く求める陳情書を提出いたしました。Dの候補地で進めるにしても、松山下伊場野石宮地区を現地調査及び審議してほしかったのであります。南東部地域の住民の願いを聞き入れてもらえなかったという残念な結果となりました。そのため、大崎地域広域行政事務組合に対して不満、やるせないものが渦巻いているのであります。そのような観点から、松山地域、鹿島台地域、三本木地域、美里町などの住民は、松山斎場の炉を改修しながらでも引き続き事業に取り組んでもらえないかと懇願している住民への配慮について所見をお伺いします。

次の質問に移りますが、これまでに涌谷斎場を延命化することに様々な事業を取り入れてやってくいようであります。延命化するための必要な予算は確保しております。涌谷斎場を延命したほうがいいのか、新たに南東部地域に斎場建設に取り組んだほうがいいのか、ここは検討してよいのではないのでしょうか。そのことで市町の財政負担を極力抑えることにつながります。広域行政は、構成する市町の厳しい財政状況にある中、費用負担を明確にし、可能な限り効果を出していく事業にしなければなりません。そのため、新たな新斎場計画、財政計画の見直しの中で、大崎市南東部地域の新斎場建設について盛り込んだ形で計画作成をするのか、所見をお伺いいたします。

これで1回目の質問といたします。

○議長（相澤孝弘君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 4番山田議員から大崎南東部地域に新たな斎場建設の事業推進について御質問賜りました。順次お答えしてまいります。

まず、大崎市古川小野字新田裏に新斎場を建設することについてでございますが、組合が所管する各斎場は、平成17年度に構成する市町より移管され、建築年度の違いから、建物や設備に起因するそれぞれの課題を抱えており現在に至っております。特に老朽化の問題、排気装置の問題、駐車場の狭隘や待合室不足などの施設利用上の問題、火葬炉の処理能力の問題があります。

このような中、これまで利用者の利便性向上と施設の統廃合による経費削減を基本方針に掲げ、斎場基本計画を進めてまいりました。お尋ねの住民福祉については、ユニバーサルデザイン、バリアフリーデザインの考え方に立脚し、段差解消や障害者用設備の設置など必要な施策を進めるとともに、利便性においても周辺環境に配慮し、現在の斎場が抱えている課題を解決できるような施設整備を進めることで、住民福祉に配慮した利用しやすい斎場を目指してまいります。

立地については、これまで4か所を候補地とし、評価を行い、御理解をいただきたく住民説明会などを開催しながら進めてきたところでありますが、唯一受入れの御理解をいただいた古川小野字新田裏地区を最終候補地として5月1日の組合会で決定し、5月13日に組合議員全員協議会に報告し、さらに現地確認もしていただきましたことから、現候補地で計画を進めてまいります。

次に、大崎広域東部新斎場建設連絡協議会と大崎広域で共催した住民説明会、意見交換会についてのお尋ねにお答えいたします。

住民説明会の中では、遠隔地となる地域への配慮、現松山斎場の存続などの御意見を頂戴いたしました。これらの貴重な御意見は真摯に受け止めております。組合としては、大崎広域斎場基本計画並びに新斎場建設候補地選定結果にのっとり段階を踏まえて進めてきており、本計画の最終段階に来ておりますことから、計画どおり進めてまいりたいと考えております。

次に、涌谷斎場の長寿命化後の方向性についてでございますが、涌谷斎場の長寿命化事業は、本年度に発煙対策工事による再燃炉本体を拡張し、黒煙の発生を抑制する対策を年明けの完了をめどに現在施工しております。また、課題となっております待合室については、令和3年度に待合室を増設するための設計業務、令和4年度には増設工事をそれぞれ計画しております。

15年程度の継続使用後の存続につきましては、圏域内の人口動態や各斎場の利用状況を見極めながら検討してまいります。

次に、松山地域、鹿島台地域、三本木地域、美里町などの懇願している地域住民の配慮についてのお尋ねでございますが、松山斎場につきましては昭和57年に竣工し、斎場の耐用年数と言われております35年が経過するなど、古川斎場同様、建物全体の老朽化が著しく進んでおります。火葬炉については使用中にバーナーが停止するなどの故障が頻発し、毎年修繕を行っております。いわゆるだましだまし使用している状況であります。さらに、敷地が狭隘であるため近隣に駐車場を借用している状況でもございます。

このようなことから、涌谷斎場のように長寿命化が図られる状況ではないため、松山斎場は統廃合をしたいと考えております。

次に、財政計画の見直し時期に新斎場建設を明記することについてのお尋ねでございますが、大崎地域広域市町村圏計画につきましては、原則5年を1期とし更新する計画としておりますが、その財政計画では10年間の計画をお示しするもので、最終年次に基本計画の策定経費を計上したいと考えております。

お尋ねの大崎市南東部地域の新斎場建設計画については、地域ごとの個別の計画ではなく大崎圏域全体の斎場の基本計画として、今後の社会情勢や経済情勢を踏まえ、圏域の人口減少や施設稼働率を見極めながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） それぞれ答弁をいただきました。

まず初めに、これまで先ほど私も質問をいたしましたけれども、斎場の基本計画でございますけれども、そのほかには平成24年9月に作成された大崎広域斎場基本計画では、最終的な施設の位置として、住民の利便性と効率的な運営規模を考慮した場所とすると。そして、既設の施設、中山間地域の地形にとられることなく、そういう場所も含めて検討すべきではないのかと申し上げております。それで、小野新田裏に決定したこと自体が大崎広域新斎場基本計画には合致していないのではないかと私は疑問に思っておりますけれども、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（相澤孝弘君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 山田議員の御質問にお答えいたします。

まず斎場基本計画の利便性についてですけれども、やはり、今の現斎場についての問題点、それが一番ということで、この利便性の部分に関しましては、先ほど管理者が答弁したとおり経費削減を基本方針に掲げておりますし、住民福祉についてもバリアフリー等の障害者に対しての段差解消などの設置、加えて、周辺環境に配慮いたしました部分の課題をクリアすることが、今回のこの利便性という形に考えております。

回答については以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） 利便性ということですね、大崎広域全体のことを考えれば、鹿島台地域、松山地域が来れば当然と遠くなりますよね、小野新田裏に建てまいりますと。これは利便性を考慮したということは言えないのではないのですか。これは、経費削減とか経済的なことから言えば、私はそういう考え方は間違っていると思いますよ。ですから、基本計画はなおざりにするんですか。そういうことに基づいて、これまで蓄積して計画を進めてきたのではないのですか。そういうことは、大崎広域の方針をきちんと打ち出していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 利便性についてのお話を頂戴しました。

これについては、この基本計画を基に選定をしたわけでございます。その際に、当時の議会にAからDまで候補地の詳細を明記した資料をお配りし、AからDまでの4地区でよろしいですねと、Aからやりますよということで進めてきたわけでございます。ですから当然ながら広域としてはAからB、そしてCに行ったわけでございます。

しかしながら、全て住民から反対をされました。その結果、D候補地に行く段階で、実は、古川、松山の下伊場野石宮地内と、それから、その前に美里町の中塚字寺西地内、こちらから実は出されたところでございます。

それで、私が来てからでございますけれども、この要望地を入れた一覧表を皆さんにお上げをして、そして、皆さんで決めたD候補地が駄目であればこの2か所でいきますよという説明をしながらこれまで進めてきたところでございます。

ですから、私どもがここを決定したということは、最終的には私もお話をしましたが、1つにはD候補地以外に再検討する際は、1つはこの地質調査、ここに建物が建てられないような状態であれば、これはDから外れますよと。2つ目に、まず事業費が膨大になればこれも考えますというお話をさせていただきました。そういった中で進めてきたわけでございますので、今の利便性の話については、当然ながら距離は遠くなるということでございますが、先ほどの質疑内容でもお話ししたとおり、この大崎圏域全体を考えた斎場計画を10年の最終年次に計画をさせていただきますので、その中で西部地区も含めた全体の計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） これまで説明会を幾度となくやってきたと思っています。先ほども1回目の質問で申し上げましたけれども、では、なぜこの最終のD候補地になったということが大崎広域事務組合自ら出向いて説明会をしないのですか。やっぱりそういうところに市民の皆さん、住民の皆さんは不審に思っているんですよ。ですから、そういう我々、新斎場建設連絡協議会で説明会を一緒にやりましたけれども、やっぱりそれでは、私は大崎広域のやる意味がなのではないかと、こう思っております。

今後、この説明会をやっていかなければならないと思っていますよ。大崎地域広域広報だけでこれを周知するんですか。きちんとしたものを出しながら、やっぱりその提示をしながら住民の皆さんに分かりやすく説明するのが皆さんの義務ではないでしょうか。いかがですか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） これまで、このAからDに移行する前といいますか、この候補地いいですねというときは、全て回って全て説明をしたと伺っております。そのときに何らのお話もなくここまで進んできているということも事実でございます。そういったことも、実は説明を何もしないでDに決めたわけではなく、事前に計画書が出た段階で説明をしております。全ての区長さん方を対象にしております。

そういった中でここに決めたということでございますので、ですから、今後説明を予定しているのであれば、当然ながら今後もお話に行くことはやぶさかではございませんが、そういった経緯があるということも御理解を頂戴したいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） やっぱり丁寧な皆さんの説明会は、大崎広域として責任を持ってやるべき

だと思っています。ぜひやってください。

次に移ります。

松山地域の先ほど我々、大崎東部新斎場連絡協議会と大崎広域事務組合と共同で説明会を開催いたしましたけれども、区長さん方からは随分と、先ほども言いましたとおり、小野新田裏に開設されるということは私たちはなかなか認められないという意見もありました。そういった中で、この問題に対して区長さん方に対して、私は管理者との信頼関係がなくなっているのではないかと感じております。そういったことで、そういう信頼関係を築くにはやっぱりきちんとした説明会は欠かせないと、こう思っておりますけれども、それらも踏まえながらやることは当然だと思っております。

そういった中で、先ほどは松山斎場については昭和57年に設立したもので、老朽化対策はできないというお話がございました。そうした説明もきちんとしていただきたいし、これがやっぱり大崎広域のやるべき任務だと、こう思っております。そういったことを含めながらぜひとも取り組んでもらいたいと思っております。

そういった中で区長さん方から、最終候補地のD候補地になるときにぜひとも知らせてもらいたかったという意見も出ました。そういったことを含めながら、ぜひとも形として、やっぱり広域行政運営として、きちんと住民の負託に応えることが一番大事なのかなと思っておりますけれども、その点も含めながらぜひとも取り組んでもらいたいと思っております。

さて、先ほども言いましたけれども、管理者はどのようにして区長さん方に信頼関係を築いていくのか、今、そういう問題が鬱積しております。そういう問題にどう応えていくのか、管理者として答弁願います。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 今回は協議会と合同で主催ということでさせていただきましたが、区長さん方が中心となってお集まりいただいたと伺っております。

今後、協議会とお話をしながら、どの範囲をどの程度招集するか、そういったことも考えながら協議会と一緒に進んでいきたいなと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） ぜひとも進んでもらいたいと思っております。そのときには、ぜひ管理者も出席いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 今回、管理者、副管理者も出席しない中で担当課長が出席したということで、そういったお怒りがあるのかと思っております。ただ、これは決めるまでいろいろございました。その段階でもここに来るまでいろいろな経緯がありまして、やっとD候補地ということで決まりました。なかなか広域事業は、やはり1市4町で運営していますので、そう簡単に場所が決まるということはなかなか難しいなと思っております。やはり決まった後は、それを説明に上がるというのは当然だと思いますので、今度は私が中心となって

お邪魔したいと考えておりますので、協議会と連携をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） 次に移ります。

涌谷斎場についてお尋ねをいたします。

延命化措置で15年程度使用するというので、先ほども申し上げました。今後の涌谷斎場の方向性については、今後の利用状況、そして人口動態を見ながら涌谷斎場の考え方を打ち出していくという方針の答弁がございました。

この涌谷斎場が今、老朽化対策のために、先ほども答弁がありましたけれども予算を使ってまいります。そういった中で、私は、先ほどは南東部地域にも涌谷斎場を老朽化対策することも考えられるが、新たな南東部地域にも斎場を建設する計画があるのかというお尋ねをいたしましたけれども、先ほど言いましたとおり、斎場計画の財政計画の最終年度でそれをきちんと策定をしていきたいということでございますけれども、もっと早くできないのですか、それは。私は、今、議会でありますけれども、答弁として、最終年度というよりも早い時期の答えとして、それは計画の中にきちんと策定をしていくということはどうでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 現段階では今年、実はこの市町村圏計画をつくって議員さん皆さんにお配付させていただいたところでございます。これは5年の財政計画も入ったものでございますが、実は、裏では10年間のものをつくっております。その中には入っていないということだったのでございましたので、今回見直しを図る際にはそこに入れてやるということでございますので、これは今ないものを新たに、例えば今5年間の計画にないものを新たに入れる場合、いろいろ負担金の問題等々もございますので、これを入れていくということは今のところ考えてはおりません。その間、やはり使える施設は使っていく、やはり涌谷斎場が、これは延命化をすれば15年使えるということでございますので、ちょうど計画をその5年前にやりたいなど、そして方針を、涌谷斎場の延命化が切れる前に皆さんにそういった方針を示していきたいと、そういった考え方でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） その方針が出ます。そして、やっぱり何と申しますか、南東部地域の住民の方が安心して斎場がきちんと新たにできるのだという、そういう希望が持てるような対策としてきちんとやられるのが大崎広域の業務だと思っておりますけれども、そういったことを含みながら、やっぱり地元住民、地域住民の利便性、そして環境性も見ながらきちんとした答えを出していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） まさにその点につきましては議員と同じ考えでございますので、これは、これまでも斎場に限らず市町村の広域事務は、やはり1つの自治体で行うより広域で実施

したほうが良いと、より効率化、財政の健全化も図られるという観点が1つございますし、今現在5つの斎場を有してございます。これについては議員さん方も今後も5つが欲しいということではないと思います。ですから、その辺の整合をも取りながら、やはり大崎圏域全体を考えた斎場計画というものをやらなければならないと痛感しているところでございます。

今回の計画については、あくまで東部というような形で基本計画が作成されましたことから、今後はやはり大崎圏域全体を網羅した、そういった計画を考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） やっぱり大崎広域行政でございますので、市町の今現在財政状況が、大崎をはじめ各市町は厳しい財政状況の中で広域行政を進めているところでございます。そういったことを視野に入れながら計画として今取り組もうとしているわけでございますので、それが組合議会ですね、首長さん方の組合議会が非常に重要な役目を果たしているのだと、こう思っております。そういった中で、その続きとしてこういう広域行政組合があるわけでございますので、その財政の自らそういうことを生み出せるような形ではなかなか難しいわけでございますので、それら広域行政として方向性をきちんと示していただきたいと、こう思っておる次第でございます。

また、総論的なこととなりますけれども、大崎広域行政として私も斎場の件を今回質問させていただきましたけれども、斎場一つとしてやっぱり住民福祉に捉えられると、こう思っております。まだまだ斎場の件については、やっぱり皆さん方はどういう考えを持っているのか分かりませんが、広域として仙台市が1か所でやられていること自体、私はあまりふさわしくないと考えています。そういうことを考えれば、大崎には大崎に合った住民福祉の向上につながる施設の配置といたしますか、それは十分に考えられて進むべき道だと思っておりますけれども、そういう観点から、ぜひ斎場の問題について今、私も質問しているわけでございますけれども、そういう大崎広域の職員の皆さんが、そういう一つのチームとして取り組んでもらえればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 気持ちは議員と全く同じでございます。そういった気持ちで取り組んでございます。今回の西地区熱回収施設もそういったことで取り組んでおりますし、今後も斎場につきましても、例えば仙台市が100万都市で1つだからと、大崎の圏域は20万だからということではなく、面積的には実は仙台市の2倍ございますので、ですから、そういったことも考慮しながら今回計画に上げさせていただき、その全体像の中で、全体計画の中でお示ししてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） 予算がある中で、これからもまだまだ事業に取り組んでいく中で財政的な状況を私たちも理解するわけでございますけれども、よりよい施設の在り方、そして斎場の在り方、それ以外にもまだまだありますけれども、そういうことを御承知の上に考えの上に立つ

て、ぜひとも取り組んでいただければなど、こう思っております。

そういった中で、今回の斎場問題を私もクローズアップして質問しておりますけれども、まだまだ言い足りない部分もありますけれども、誠意ある皆さん方のお答えをきちんと示していただいて、やっぱり行政区長さんに認識していただけるような対策、そして説明であるべきだなど、こう申し上げながら質問を終わります。

○議長（相澤孝弘君） 次に進みます。

2番佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 2番佐藤仁一郎でございます。

私は、このたび5月から大崎広域議会議員としてここに立たせていただきました。市議員となってもまだ6年ということで、甚だ未熟ではございますけれども、精いっぱい質問させていただきます。

また、今、先ほど前段で立ちました山田和明議員とは、この東部斎場関連に関しまして、旧志田郡という同じ立場の中で一緒に活動しているものでございます。ほとんど私の思いは山田和明議員が前段に質問しておりましたけれども、私は私の立場として、そして、私の思いをここで質問させていただきます。よろしく願いいたします。

この5月に頂きました大崎地域広域行政事務組合の要覧の表紙に「輝く大地ひろがる笑顔の大崎広域圏」とあり、圏域の概要に続き、信頼される広域行政を目指してとする当組合の共同処理する事務の8項目が記載されておりました。第1は、大崎広域市町村圏計画の策定及びこれに基づく事業の実施に関する事。第2には一般廃棄物の処理に関する事、第3に消防事務に関する事云々と続いてあり、第8に、火葬場の設置、管理及び運営に関する事とありました。大崎地域広域圏1市4町、主役はやはり地域住民皆様と思いますが、広域行政の現状と課題に対し、連携して取り組むことによる効果を十分に発揮し、圏域全体が発展することを願ってやみません。

それでは、大綱2点を通告しておりますので、順次質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

大綱1番、斎場整備事業についてお伺いいたします。

1. 東部斎場整備事業における新斎場建設の候補地は、古川小野新田裏地内と決定したのか、お伺いするものであります。

今年3月に策定されました大崎広域市町村圏計画の火葬場業務の1節に、9ページ上から2行目ではありますけれども、新斎場建設場所の決定については、候補地以外にも住民から要望書の提出があるため、圏域住民に丁寧な説明と理解を得ながら進める必要がありますと記載されております。このように3月に示しながら、5月には、もう小野新田裏地内と決定したのか、丁寧な説明と理解を得て決定したのか、お伺いいたします。

2. この事業を進める上で、新斎場が完成するまで現在使用している松山及び涌谷斎場の修理・補修は仕方ないとは思いますが、なぜ涌谷斎場だけに延命化に向けた工事を行うのか、お

伺いたします。

3. 大崎広域市町村圏計画の見直し時期ではありますが、その計画に今後の斎場整備事業はどう記載されているのかお伺いするものであります。平成24年度に策定された斎場基本計画では、大崎圏域の各地にある5か所の斎場を東部斎場と西部斎場の東西2施設に統合することとしておりますが、新計画での変更はあるのか、お伺いたします。

松山、涌谷斎場の斎場使用許可申請件数は、昨年度885件、加美斎場、玉造斎場の2つの斎場の合計も873件と拮抗しております。なぜ東部斎場は1か所ということで小野新田裏地内に決定したのか、不思議でならないこともあります。

4. 10年先など長期計画策定の折、大崎地域南東部地域住民の思いにも配慮した新たな計画策定を望みますが、いかがか、お伺いたします。

大綱2番、農林業系汚染廃棄物焼却処理の方向性をお伺いたします。

東日本大震災発生に伴う放射性汚染牧草等の8,000ベクレル以下の農林系汚染廃棄物の地域別保管量は、大崎地域で1万5,572トンであります。これを踏まえて質問いたします。

1. 圏域1市4町において8,000ベクレル以下の農林系汚染廃棄物の処理を一般ごみとの混焼により行う方針を示しているのは1市2町と理解してよいか、お伺いたします。

2番、大崎市保管分2,900トン及び涌谷保管分364トンと美里町保管分326トン、合計3,590トンを7年間で混焼し、処理を完了するとして本格焼却が開始されております。現在の処理の進捗状況をお伺いするものであります。

3. 焼却・運搬から埋立てまで、より安全に気を配り作業を進めるとあります。具体的に実施していることはどんなことがあるのか、お伺いたします。

4番、焼却灰を埋め立てる大日向クリーンパークは埋立て開始から5年が経過しております。今後10年で埋立てが満床になると予想されております。満床後を見据えた整備計画もあると思いますが、放射能汚染物質関連の灰を埋め立てることで、その計画に変化はあるのかお伺いし、1回目の質問といたします。

○議長（相澤孝弘君） それぞれ答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤仁一郎議員から大綱2点、御質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

まず、新斎場建設の候補地が古川小野字新田裏地区に決定したのかのお尋ねでございますが、これまで4か所を候補地とし、評価を行い、住民説明会などを開催し、段階を踏んで進めてきたところであります。唯一受入れを御承認いただいたのがこの場所ということは、前に申し上げたとおりであります。

また、昨年秋の令和元年東日本台風等により自然災害が発生したことにより、再度地盤、立地条件であるハザードマップについても含め比較検討を行った結果、他の候補地と比べ、安全性に加え経費が抑えられることが確認されました。このことから、本年5月1日に開催いたし

ました組合会において古川小野字新田裏を建設候補地として最終決定したところであります。

現在、事業に必要となる農業振興地域の農用地区域から除外する手続を9月に申請しており、許可については来年5月頃を見込んでいるところであります。年明け1月より地権者と用地買収についての事前協議を行いながら令和3年度の用地取得を目指し、地域の皆様の御理解と御協力の下、事業を進めてまいります。

次に、涌谷斎場の長寿命化に向けた修繕工事についてでございますが、涌谷斎場については比較的新しい施設であり、本年度に発煙対策工事による再燃炉本体を拡幅し、黒煙の発生を抑制する対策を年明けの完了をめどに現在施工しております。また、課題となっております待合室については、令和3年度に待合室を増設するための設計業務、令和4年度には増設工事をそれぞれ計画しております。

松山斎場の長寿命化ができない理由については前段の山田議員にもお答えをいたしました。毎年修繕を行い使用している状況であり、長寿命化が図れる状況ではないことを御理解願います。

今後も住民の利便性を考慮しながら、火葬業務に支障を来さないよう管理運営に努めてまいります。

次に、大崎広域市町村圏計画の見直しについてでございますが、大崎広域市町村圏計画につきましては、原則5年を1期とし更新する計画としておりますが、財政計画は10年間の計画をお示しするもので、その最終年次に斎場基本計画の経費を計上したいと考えております。

今後、社会情勢、経済情勢を踏まえながら、構成市町と十分協議の下、計画の策定を進めてまいります。

次に、大崎地域南東部地域住民の思いを考慮した新たな計画の策定についてでございますが、新たな計画につきましては圏域の人口減少や各施設の稼働率を勘案しながら、地域ごとの個別の計画ではなく、大崎圏域全体の斎場基本計画として検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱2点目の農林業系汚染廃棄物焼却処理の方向性についてでございますが、初めに農林業系汚染廃棄物の焼却の方針を示している構成市町村についてのお尋ねでございます。

焼却処理の方針を示しているのは、大崎市、涌谷町及び美里町が400ベクレル超8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物を焼却する方針を示しております。現在、準備の整った大崎市が7月15日から先行して焼却し、順調に焼却処理されております。涌谷町、美里町については今年度の焼却に向けて環境省と事務手続を進めているところであります。

次に、現在の焼却処理の進捗状況についてでございますが、組合の焼却施設3施設を使用し、8月末現在で69.73トンの農林業系汚染廃棄物を焼却しております。各種測定結果については、焼却施設・最終処分場とともに、空間線量や排ガス、放流水などの放射能測定結果は全て基準値以内であり、安全に焼却処理されております。

次に、焼却・運搬から埋立てまでの安全対策についてですが、本焼却に当たり、環境省の定めるガイドラインの基準に従って安全に処理を行っております。焼却施設における独自の安全

対策の主なものとして、排ガスの測定や基準では月1回ですが、月2回に増やしております。

また、バグフィルターの点検を年1回実施していたものを年2回に増やすとともに、ろ布の交換時期を4年から3年に短縮しております。最終処分場においては、放流水や地下水の測定基準を月1回から週1回に増やすとともに、水処理用活性炭の交換頻度も年1回実施していたものを年2回に増やしております。

また、灰の運搬時間帯については通学時間帯を避けるとともに、埋立地には放射性セシウムの流出を抑えるため、ゼオライトを下層に敷きならしをする対策を講じております。そのほかにも各施設での空間線量の測定や測定回数を増やすなど、協議会から要望いただいた意見を基に様々な安全対策を講じながら管理しております。

次に、最終処分場の埋立て計画についてでございますが、残余容量については毎年測量により実測しており、令和元年11月現在で最終覆土堰堤を除く残余量は約7万7,000立方メートルで、埋立て完了は議員からも御紹介がありましたように約10年後と予測しております。灰の埋立て量は焼却量に比例して増加することから、今回7年間で焼却する農林業系汚染廃棄物の3,590トンを実策として講ずるゼオライトの使用により、昨年令和元年東日本台風に伴う災害ごみ処理の関係もあることから、一、二か月程度短縮するものと想定されます。

最終処分場の埋立て容量の延命化を図るには、今後なお一層ごみ発生量の削減、リサイクル率の向上に向けた取組が必要なことから、構成市町と協議しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 一般質問の途中でございますが、暫時休憩いたします。

再開は、3時15分といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（相澤孝弘君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 再質問いたします。

今、丁寧に御答弁いただきました。そして、前段の山田和明議員と重複した項目に対しましても丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。あまり得意ではありませんけれども、確認させていただきます。

一番最初に、斎場関連の1でございましたけれども、いわゆるこの大崎広域市町村圏計画の中にありました建設場所の決定については、候補地以外からも住民から要望書の提出があったため、圏域住民に丁寧な説明と理解を得ながら進める必要がありますということが上段のほうに記載されておりますけれども、それにもかかわらず、こんなに早くということに関しましては、疑うわけではございませんけれども、いわゆる大崎地域南東部地域の住民の動きが、こういったものがあるということを知った上での早急な決断ではあったのかなというふうに思う

こともありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） この説明会につきましては、協議会の会長さんとお話した際に、本来は3月、4月でやろうということで計画したものでございましたけれども、そういった話し合いは十分した上で説明会をしようとした。ただし、コロナウイルスの関係でこの説明ができないまま議会に臨んだということでございまして、その前にやる予定にはしておいたわけですが、それが決定の後になってしまったというのは意図も何もございませんので、そこは、コロナ対策ということで延期になったということで御理解をいただきたいと思います。当初は4月中の開催を見込んだところでございました。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 副管理者、一生懸命説明していただいております。

これは3月末の発行日なんですね。そして、5月1日に決定したという話があったじゃないですか。ただ、たった1か月しかない、4月中に説明するという事の中で、コロナ禍で説明会ができなかったということは、説明会をしないで決めるということをお納得したということなのでしょう。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 内々に、このD地区、もしD地区が駄目だった場合ということをお再申し上げてこれまでも協議会には話してきました。もしD地区で、こちらの言うとおりの、例えば6ヘクタール全部というお話でございましたけれども、やはり広域は負担金行政でございまして余計な土地は要らないということも伝えながら3ヘクタールに御了解を頂戴したところでございました。それで、もしここが駄目であれば協議会のほうには、やはりこの松山と小牛田から出ている地域、この2か所に絞って検討させていただきますということを、これははっきり申し上げたところでございまして、私どももそういった手順を進めるということは前もってお話しした内容でございまして、その手順には変わらないというところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 私、多分それではしようがないと思っております。ですけれども、この文章の内容から見れば、要するに、この建設場所の決定については候補地以外からも住民からの要望書の提出があるため、圏域住民に丁寧な説明と理解を得ながら進める必要がありますと書いてありました。要するに、小野新田裏の6町歩の面積において3町歩を必要だから3町歩だけにしてくださいという説明するという意味と、また圏域住民の皆さんと説明するという意味では何となく違うような気はするんです。だけれども、それはしようがないというふうなここにきては思います。

組合要覧の議会というところにはこう書いてある。必要に応じて定例会と臨時議会が開催され、決定事項は直ちに執行機関により実施されますということもここで書かれているわけですね。そうすると、この説明会のあったなしにかかわらず、議会を開いて議会の中で、先ほどか

ら副管理者が説明している状況を、議会で決定になったからそのような方向に進みますということだと思しますので、そこは十分理解いたします。

ということで、その次に移ります。

涌谷斎場のことについてお伺いします。

普通、修繕というものは修繕だと思うのです。延命化というのは、その修繕をさらに程度よく、長く使えるように工夫をしながら延命化を図るということだと思うのですけれども、いわゆる待合室を増やすなどというのは延命化なのですか、それは。それは、あくまでもさらにもっともっと長い計画を使うという方向の位置づけの中で直し続けて、例えば10年過ぎても、さらにもっともっと長く使えるようにするという方向に捉えてしまうのですけれども、その辺あたりはいかがですか。

○議長（相澤孝弘君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 涌谷斎場の待合室の増設につきましては、これまで待合室が炉2つに対して1か所しかございません。そのために利用率が若干他斎場から比べると落ちております。そのために、この長寿命化に合わせてもう一つ待合室を増設して利用率を上げましょうということでの今回のこの待合室増設という形になります。以上です。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） また意地悪になるけれども、それなら松山の炉を直して待合室はそのまま使う、そっちを延命化するということはできないのですか。

○議長（相澤孝弘君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 松山斎場につきましては先ほど来御説明は申し上げておりましたが、施設、建物全体が老朽化がかなり著しいと。火葬炉でもバーナーが止まったり、そういった部分で御利用なされている方に不快な思いをさせた部分もございますので、松山斎場に関しましては、全体としてもう長寿命化が図れない状況にあると。ただし、まだまだだましまし使っている現状ではございますけれども、できる限り使っていきたいと思いますが、最悪の場合、松山斎場が駄目になる可能性も今後ございますが、ただ、できる限り新斎場ができるまでは使っていきたいと思っております。

また、先ほどの答弁でもありましたけれども、敷地全体が狭隘だと。現状、坂道を過ぎるとすぐ目の前が駐車場、何台かしか置けない状況の駐車場でございますので、また近隣に駐車場をお借りしている状況でございますので、そういった部分を勘案すると長寿命化の部分に対象とはならないという形で考えております。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 納得はいかないのですけれども、分かりました。

そういった中で、いわゆる大崎に5つの斎場があるということの中で、今度は東部と西部ということの中で2つの地域に分けて斎場を整備するという計画が最初の計画であったと思うのです。そうした中で、いわゆる今使用されております加美斎場、そして玉造斎場の利用量とい

うか申請件数と申しますものは、先ほど質問したとおり、加美・玉造斎場の合計の申請件数は873件、そして、現在使われております涌谷・松山併せては、その2つの加美・玉造斎場よりも多い885件と、最初からその計画が、いわゆる東部と言われるものを古川に造ったときに、涌谷じゃなくて加美の斎場を延命化して後々には一つになるのかとなったときに、圏域を考えた場合は南東部の地域の人たちのほうには配慮されていないような感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 基本計画を策定したときは、東部・西部というくくりでつくったのは現計画で、これがD地区に落ち着いたということではございます。ただ、今後を見る場合に、前にも何回もお話ししておりますが人口減少社会に入っております。それと、稼働率も今の稼働率のままいくかどうかということも疑問でございます。そういったところを検証しながら、ここの涌谷斎場を使いながらそういったところを検証させていただいて、新たな圏域全体の、西部とか東部とかというくくりではなく、今度は大崎圏域全体の計画の中でその位置づけをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 話はそういうことかなというふうに思います。

例えばこれから斎場を新しく造るということに関しましても、今、小野新田の地域に計画されております斎場建設に当たっては四十何億の経費がかかるということではございます。そして、それに涌谷斎場を延命化するということが東部地域の住民の皆さんにも配慮したということではあると思いますけれども、やはり先ほどから山田議員も質問しているとおり、かなりの部分で東部・南東部地域の住民は見捨てられたというふうな形の中の思いは、やっぱり後ろにいる区長さんたちもそういった思いではあると思うのです。そういったときには何とか涌谷斎場の延命というものも分からないわけではないのですけれども、ぜひ、もっと南のほうにも配慮した地域の中に、今ある建物、使わなくなった建物のところを、例えば待合室にしながら新しい炉を、その圏域を全体とした南東部の人たちに配慮したところに炉を造るという中で、何とかそういったこともあるのかという思いの中で、ここで答弁はできないと思います。ですけれども、ぜひそういったことにも配慮しながら、全体的な今、先ほどから10年後ということはお話しになっていましたけれども、もっと早い段階で、いわゆる人口減少、それから利用状況の今後のシミュレーション等々を描きながら早い段階で配慮した計画というものの策定を望むものでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 先ほども計画時期についてはお話しさせていただいたところでございますけれども、今、現計画の財政計画にないということから新たに出てくるので10年ということではございますが、もう一つは2025年問題がございまして、2025年がピークを迎えると、高齢化率ですね、そして人口減少社会にいよいよ入っていくということではございます。

そこからやはり何年か見ないと、どういった状況だかというのはピークから下がったところ、要するに、そこを見ないと判断に誤りが生じても困るということで、現段階では次回の財政計画の中にまず計上するというところで御理解を賜ればと思っているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 様々な計画の中で検討するということを示していただきました。ぜひその整備計画の中には、今、私も山田議員もともに質問いたしました南東部地域の状況ということも十分に踏まえた結果ではあるがというような文言をしっかりと入れていただきながら計画を策定してほしいなと思います。いかがですか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 先ほど仙台市のお話をさせていただきました。仙台市は100万都市で1か所ということでございまして、ただし、大崎市はその2倍の広さがありますということを私お話ししました。そういったことを考慮しながら今後策定に臨んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 終わりましたので、次に大綱2番に移ります。

先ほど、いわゆる決算質疑の中で、農林業系汚染廃棄物の処理の方向性について各圏域内のことはお話ししていただいて、さらに大崎市内の状況についても各地域の状況をお答えいただきました。その中で、いわゆる全協の資料の2の2ページの中に、岩出山、松山、鹿島台の進捗状況というのは報告がなかったように思ったのだけれど、混焼に関する処理状況ということの記載がなかったのですね。もし把握しているのであれば、今後の令和2年度は進めないで令和3年から進める方向なのですか。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今、岩出山、鹿島台地区、松山ということなんですけれども、焼却に向かっていく順番は大崎市で決めております。三本木地区が終了したということで田尻地区にテントを移動したということはお伺いしております。

次に進捗状況については、議員全員協議会において、約29%とお話しましたが、その部分については、その次にどこのものをやるかというのは大崎市のほうの判断で進んでいまして、ほかの地区のことについては、大崎広域では情報を得ておりません。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） はい、分かりました。ありがとうございます。

いわゆる混焼の中の3番、焼却・運搬から埋立てまで安全に気を配るという処理をしていたいておるところでございますけれども、いわゆる確認する団体というものがあったということの中で2回ほど実施したとありますけれども、この団体というか協議会の名前は何かというのか確認したい。

○議長（相澤孝弘君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 先ほど全協の中で、監視体制をつくっていただき団体と契約というのですが、関係する団体ということで、蟻ヶ袋地区の区長さんと、さらに伊賀の区長さん、関係する4水利組合の水利組合長さんの中で巡視等業務ですね、正確にはすみません、監視をする団体ですけれども、団体名が巡視等業務ということで、そこと契約して今2回目の監視をしていただいております。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） ありがとうございます。

最終処分場のある大日向地域、そして根本であります伊賀行政区、そして蟻ヶ袋行政区という住民の皆さんのその思いというのは、決して計り知れないものが、不安というものがあつたはずであります。けれども、いわゆるこの問題は、いつまでも大崎圏域として不安のまま住民の皆さんの前で牧草が山積みになっている姿というものと、それからたまたま最終処分場が三本木にあるということの中の苦渋の決断の中で受入れやむなしというふうなことの中で搬入を認めたということだろうと思います。

そして、さらにその区長さんたちが先頭に立って末永く、その安全性に対してずっと確認していかなければならないというその使命感というものに対しても、ぜひここにいらっしゃる広域の皆さんには理解していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 三本木地域の方々には非常に苦渋の決断をしていただきました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

この協定書の締結に当たりましては、やはり一番は地元の御理解というものが一番ということでございますが、その際、大崎市、それから涌谷町、美里町の首長さん、つまりは広域の管理者と副管理者が一緒になりまして、4水利組合の代表の方々に直接お会いをいたしまして直接お願いをした経緯がございます。そういった中で、三本木地区の伊賀地区におかれましては本当に苦渋の選択と承知しておりますけれども、今後とも一緒になって安全・安心の観点から、こういった監視をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 今、副管理者から答弁いただきました。ありがとうございます。

実は、答弁がなければ、いわゆる当時の協定書等々に関する協議会を開いたときに、美里、そして涌谷の町長さんがおいでいただいて、そして皆さんに理解を求めたということに関しましては、地元の区長さんはじめ協議会の参加者、本当にその胸のつかえが下りたと、少しは下りたというふうな思いの中で感謝というか理解をしておりましたので、ここで紹介させていただきました。ありがとうございます。

そうした中で、今回、最終処分場の中でゼオライト等々も厚く、いわゆる放射能が漏れることのおおさらその対策として厚くしていただいたということでもありますけれども、そういったことによって、いわゆる満床の時期が早まるのではないかなという心配もしましたけれども、

答弁の中では1から2か月だということでございます。ですけれども、今度、例えば三本木が今、1か所目が満床になって今2か所目、大日向クリーンパークが、ただそういった中で1か所目の満床になったところの姿、そして今度は大日向クリーンパークが満床になった姿というものが、やっぱり地域住民にとってしっかりと、危ないものがあるんだよという印象のあることではなくて、しっかりと管理された施設だということ、それからいつでも誰もが近づいてもいいのだよというふうな場所であってほしいと思うのです。それは当然、今までの話合いの中で、そうしていただくということがお話で分かりました。

今度、その三本木の大日向が終わった後、いわゆる10年といえ長いように思うんですけれども、今度はこの次のところを考えていかないということもあると思うのです。また、今の場合だと、いわゆる大日向クリーンパークのようにしっかりとコンクリートで下を覆ってということだと思えるのですけれども、これから今国で示している計画というものが、いわゆるこういった施設はこのように造りなさいという施設の姿というものが今よりも基準が厳しくなったように思うのですけれども、そういったことについては把握しておりますか。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今の最終処分場については管理型の最終処分場といいます。オープン型とクローズド型と。オープン型というのは現在の処分場、クローズド型というのは体育館のようなところに灰を埋め立てる方法があります。

今後、どちらの方向に行くかということになりますけれども、それは今後、組合内部でも専門家を招くなどして検討していかなくてはならないかなと考えております。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 今、こうした形の中で放射性廃棄物と言われるものを三本木で受け入れました。ですけれども、いわゆる放射性廃棄物がなくても焼却施設から出た最終処分場というのは必ず必要になってくるはずなのです。ですから、そういったときに、いわゆる三本木の例が悪い例と、あるいは不安な例ということではなくて、今一生懸命管理してもらっているその姿の一生懸命な努力と、そして安全性の確認を十分になったということの中で、今これから最終処分場が別なところに決まるかもしれない。そうしたときには安全だから大丈夫だよと言えるような姿で、新しい候補地を選定する上でもしっかりと設計図、そして候補地と言われるところの皆さんに大丈夫だと言われるような姿の計画をしっかりとつくっていただいて、そして、次の処分場の選定業務に当たるにはもう早い時期ではないような気がするのです。だから、その辺あたりも全体を考えて事務に当たってほしいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 全く議員御提言のとおりでございます、私どもも、もうそろそろそういったところに取りかからなければならないということで考えてございます。本来であれば今年度、議員さん方については議員視察の中で、実はそういったところを選定していただいて、

実は先ほど言いましたがクローズドシステム処理場というものでございまして、いわゆる屋根つきのごみ埋立地ということで、これは屋根がつかますので雨水が入りません。そうしますと放流水が出ないと、こういったこととございまして、こういったものを実際に見ていただいて、そこからの議論だなど。やはり、どうしても最終処分場といいますと、どうしても大日向の例なり、これまでの最終処分場の例しか頭に浮かびませんので、実際にそういったところ、八戸、新潟、こういったところがございまして、こういったところをぜひ来年度の予算で実施したいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤仁一郎議員。

○2番（佐藤仁一郎君） 期待しております。

少し時間がありますので、この前、鬼首の、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の状況を見させていただきました。コロナ禍で本当になかなか思いどおりにならない訓練だったかと思えますけれども、消防長の思いというものは、ずうっと私の心の中に残っております。ですから、何とか全体的な大崎圏域の皆さんがぜひ御覧になって、そして防災に対する広域の備え、訓練の状況というものをしっかりと見る事ができたならば、もっともっと圏域の皆さんの防災に対する意識が高まったかなという思いでもおります。

今、大崎に限らず日本全国、様々な形で水害等々災害が発生しております。広域の仕事とはまた違うかもしれませんが、川上から下流まで何とか大崎圏域の皆さんが協力していただきながら、大きな川、小さな川に限らず、農家も、そして都市部に住む皆さんも協力して、水をできるだけ川に流さないで、そして共に防災に取り組むような活動を、今市長も一生懸命やっておりますので、ぜひ大崎広域全体の思いとして共に取り組んでいただきたいなということ、ここで余計なことを言いながら質問を終わります。

○議長（相澤孝弘君） 次に進みます。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 4年ぶりにこの事務組合の議員にさせていただきましたので、4年ぶりの一般質問でございますので、うまくいくかどうか分かりませんが、やらさせていただきます。

私が、ここ当事務組合の組合議員に初めてさせていただきましたのは平成11年の5月、今から21年前でございました。当時は1市13町の構成でございまして、組合議員は13の町の町長さんと議長さん、古川市だけが一般議員から3名だったように記憶しております。当時はあまりにも忙しい役職の方々が組合議員だったものでありますので、管理者が提案理由の説明をしようとするすると、動議がある町長さんから出されまして、提案理由の説明、質疑、討論省略、それで直ちに採決という動議が出されまして、異議なしで議案が可決されたこともあったという状況がありました。

私も新人ながら勇気を持って質問に立ったのでありますが、ほとんどの人は質問しないのが当たり前ということでしたので、震えたものであります。私が質問中に、ある大物町長さんから大声でやじをいただきましてね、そんなことも経験をしたのでございます。

そんなこともありましたので、組合議会の議員はそれぞれの市や町の議会の議員から選出をして、そして、執行部は首長による管理者、理事制を提案させていただきました。

また、消防職につきましては男性しかいませんでしたが、女性消防職員の採用を提言させていただきました。

また、消防職の給与水準は県内11消防本部の中で最も低い状況にございましたので、その原因と説明、是正を提言させていただいたことがあります。

あれから21年になります。大分変わりました。組合議会も今のような議会らしい議会になり、よかったなあと感じているところでもあります。今日もあまり鋭いやじが飛ばされないで済みそうですので、ただ、そろそろ時間も長くなりまして、早めに終わりたいと思います。

それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず初めに、当事務組合職員の給与と福利厚生について伺います。

当事務組合職員のラスパイレス指数は95.2、これは行政職と消防職を合わせたものだというふうに思うのですが、95.2と伺っております。大崎市は97.8、全国平均は99.1ですが、当事務組合の給与水準は妥当なものになっているのかどうか。圏域住民にとりまして極めて重要なライフライン、その他役割を果たしていただいている職員の待遇に関わることでありますので、伺っておきたいと思います。

あわせて、当事務組合における福利厚生の位置づけと具体策について、簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

なお、かみ合った論議ができますように、分かれば参考のために、ここ10年ぐらいの中途退職者数もお聞かせいただきたいと思います。

次に、放射能汚染農林業系廃棄物の処理問題について伺います。

試験焼却が始まる前に、当事務組合監査委員に関連予算に係る公金支出差止めを求める住民監査請求が圏域住民170名から提出されました。要件不備を理由に却下されたため、住民訴訟に発展し、現在、仙台地方裁判所で公判中となっております。

公判で争われておりますのは、今日の午前中の議員全員協議会で説明されておるのでありますが、最大の争点になっておりますのは、それぞれの焼却施設などから放射能が漏れているのか漏れていないのか。それで、漏れていると思われるので内部被曝が心配だと、これが訴えている原告側。そして被告、大崎広域行政事務組合は、放射能は漏れていないので内部被曝の心配はない、こういう主張でありまして、そこで裁判は今、放射能が漏れているのか漏れていないのか、これをめぐって漏れていないということの立証を大崎広域行政事務組合側が裁判官から求められていると。

それから原告、訴えている住民側に対しましては、漏れているかどうかをより正確に測定する方法の提案が裁判長から提起されて、そのことについて提案をして今論議をしているところでもあります。こうした段階からすれば、本焼却は一旦停止をし、公判の行方を見守るべきと思うのでありますが、いかがでしょうか、管理者の見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、各焼却施設の停止基準値は0.23マイクロシーベルトアワーとされていますが、最終処分場だけは0.15マイクロシーベルトアワーとなっています。0.23マイクロシーベルトはもともと除染範囲を絞り込むための目安とされたものでありますので、人体等への影響を考えれば、より厳しい0.15マイクロシーベルトアワーにすべきだと私は思います。管理者の見解をお聞かせいただきたいと思います。最終処分場のほうは0.15で、これに達したら止めますとなっているのね。焼却施設のほうは0.15になっても止めない、これではよろしいのでしょうかということであります。

この関係で、もう一点伺います。

当事務組合と三本木の萱刈水利組合の間には、平成21年10月5日提出の萱刈水利組合の同意書に基づき、同年の11月16日に取り交わした覚書がありました。同意書には何と書いてあるか。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守することを条件に同意しますということなのですね。それで、この廃掃法では、廃棄物とは放射性物質及びこれに汚染されたものは除くという法律であります。これを守ることを前提に同意するという同意書を出して、これに基づいて覚書が交わされたのであります。そして、この覚書の第10条には、この覚書は、施設が存続する限り有効とすると書かれておりました。

私は、大崎市議会で副議長のときに、この萱刈水利組合を含む伊賀の各種団体から陳情を受けました。この覚書がある以上、放射性物質の焼却灰の搬入はできないという調査の結果、私たちは結論を出しました。ところが、この覚書が廃止されたそうではありますが、このことに関する当事務組合側と水利組合側との水質保全等に関する意見交換会の会議録を見ますと、試験焼却に係る新たな協定を締結したとしても現在の覚書の内容は存続したいとの回答があったにもかかわらず、1回目の意見交換会には、この覚書は存続するということが示されたのであります。萱刈との覚書をベースにしてそれ以上の基準を設定すれば、現覚書を網羅することになるのではないかと事務組合側が語り、2回目の会合の最後に事務組合事務局が協定中の協定書の中に、新たな協定書の中に、協定締結をもって覚書を廃止する旨を附則に明記させていただくとなっております。これは会議録であります。

萱刈水利組合との覚書を廃止した理由は、つまりこれまでの覚書を超える、より厳しいものであるということであったのかどうか、イエスかノーかで結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

次に、女川原発再稼働問題への対応について伺います。

これは質疑でもお答えをいただいた部分がありますので、まだお聞きしていないことについて伺います。

女川原発におきまして福島第一原発のような事故が発生いたしますと、福島県内と同じようになることは予想されます。大崎市議会では請願が出されまして、女川原発の再稼働をやめて廃炉を求める請願であります。意見が大きく当初分かれておったのであります。担当する所管常任委員会が飯舘村に調査視察に参りました。あの飯舘村の状況、人が住んでいない状況、

そしてイノブタが闊歩している、セイタカアワダチソウが屋根の上のほうまで届くようになっていて、あの状況を見て、これは二度と同じようなことを繰り返してはならないということで、当時の産業常任委員会は、全員一致で再稼働を許すわけにはいかないという請願を採択すべきだという結論を出したのでありますが、事故が起きてからでは遅いわけでありませう。

大崎広域行政事務組合の中で管理者、副管理者には意見がいろいろあるようでございますけれども、せめて福島県のようなことが絶対起きない保障はないので再稼働は見合わせてほしいと思うというぐらいの見解を出せないものかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、当事務組合施設整備計画の見直しについて伺いたいと思っております。

前段、山田議員、佐藤仁一郎議員から質問がございましたので、余計なことを言う必要はないかと思っておりますが、実は私、4年前の平成28年、当事務組合の最後の議会が3月25日にございまして、そのときに候補地の選定候補地が上げられました。一つ一つ当たる前にどう対応するかという論議を行いました。そうしているうちに小野地区から、我がほうは、どこもなければぜひうちのほうへという陳情書が出されてまいったのであります。そして、私たちはそれぞれの候補地を回って歩きました。そこまで行ったのですね。それで、私は組合議会の議員を辞めた。それから4年たつわけでありませう。

今考えますと、この4年間の手順で果たして間違いがなかったのだろうかということをおぼろざるを得ませぬ。現実の問題としては、事ここまで進んだ以上は、あそこの小野の新田裏というところに斎場は造らざるを得ない段階に今来ていると思っております。しかしながら、振り返ってみるならば、その最適地とされた地域の4か所というのは、関係市町村の担当課長会議等を踏まえて候補地を合意の下に決定したものであります。それが一つ一つ当たって駄目だった段階で、だったら次どうするかということをおぼろげに改めて関係市町で協議をすべきだったと思っております。その段階で小野も一つの候補地、松山も一つの候補地、あと、例えばあの4か所だけでなければ、涌谷としてはここという案が出てきたかもしれませぬ。その手順をやらなかったという問題点があったのではないかと思うのであります。この点について反省すべき点がないのかどうか、お聞きしておきたいと思っております。

私は、手順にそういった点で至らなさがあつた、そして今、こういう事態になっているということをお前提にした議論を組合会でも、またこの組合議会でもやる必要があるんじゃないかと、こういうふうにおぼろげに思っておりますので、その点お聞かせをいただきたいと思っております。

次に、当事務組合の情報開示と情報提供への姿勢について伺います。

議員であろうと一般市民であろうと、当事務組合に関する資料を見たい、頂きたいという方に対しては、難しい手続はできるだけ避けて見せるべきでありますし、求められた資料はお上げすべきだと思っております。

私は、先ほど言ったように21年前に4年間組合議員をさせてもらって、その後、飛び飛びでありますけれども、何回か組合議会の議員をさせていただいております。しかし、私が組合議員でなかったここ最近、そうした情報提供が行われなくなった、こう思っております。

例えばであります。私は組合議員にならせていただいて、中央クリーンセンターの焼却施設でどういう成分のものが燃やされているのかということで聞きに行きました。そして、業者に既に頼んで頂いた結果報告書があるのですね、それを頂いてまいりました。そこまではいいんですが、申請書に判こを押して、改めてもらいに行けと言うのですよ。私はそんなことは今までなかったと思います。

そして、もう一つ、実は、これは私だけにとどまるのならばよいのですが、先ほど質疑でも申しあげましたように、私が組合議会の議員に5月になって、臨時議会があって入札問題で取り上げて、これまでの入札は広域ではこういったふうにやられていましたという資料が来た。それを見ても分からないから資料を求めて来ました。残念ながら、台帳がないから全部見なければならぬですね。そうすると、やっぱり2時間以上本当にかかるのですよ。これは私、さっき言ったように8月5日ですから暑い日です。あの5階のその角に丸テーブルがあります。あの窓際でどうぞと言われまして2時間頑張りました。

今日、特別委員会の仮委員長をさせられたぐらいの年ですから、ここに来るたびに熱中症は大丈夫ですと言われるような状況でありますけれども、これはコロナの関係で事務室には入れないということだとは思っているのでありますけれども、議員の調査活動に際してさえそういう状況というのが、一般市民に対してはもっと冷たいのではないか。冷たいんじゃなくて暑かったんだけどね。ここは、私は情報開示や情報提供の姿勢が変わったのではないか、こう思うのであります。管理者の見解を伺っていきたいと思います。

最後にもう一点伺います。

今日は、新型コロナの関係で傍聴席は14名に限定され、お入りいただけたのは抽せんで当たった方だけとなっております。今、どこの市町村も議会の生中継をインターネット、そして、ここで大崎ケーブルテレビなどで見られるようになっておりますが、当事務組合の場合は議場外で議会でのやり取りが聞ける場所がないのですね。そうしますと市や町、そこから県・国とあるのですが、その間の間にある一部事務組合、こんなに大事な仕事をやって大事な議論をやっているのが、関係住民には聞こえない。この事務所の中にいる職員にも聞こえない。これは極めてうまくないのではないかと思います。

つきましては、例えば今日のような場合、ここの中に入れなければどこかの部屋に散らばって、そこで人数制限は仮にあるにしても聞けるという状況は最低でも必要だと思いますし、もし財政的に許されればネット中継なり、その他考えてもよろしいのかなというふうに思います。いずれそうした点で議会運営委員会、そして議会全体で議論しなければなりません、議会の意思として、もっと公開の一つとして、音声なり何なりで一般の市民その他に聞けるようにすべきだという結論が出た場合は、執行部において、管理者においては対応していただけるものかどうか、伺いたいと思います。

以上、私の1回目の質問を終わります。適切な御答弁をいただければ1回で終わりますので、よろしく申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 小沢和悦議員から大綱5点の御質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

初めに大綱1点目、当事務組合職員の給与水準と福利厚生についてのお尋ねがございました。

まず、当事務組合職員の給与水準は妥当かについてでございますが、本組合の給料については、以前から低い傾向にあるということで組合議会で度々御指摘を受けているところでもございます。平成17年度の組合統合により、組合内の格差是正と併せて昇給・昇格基準の見直しにより是正を図ってまいりました。その上で、本組合の給与水準を把握するに当たりラスパイレス指数を算出しております。

御存じのとおり、ラスパイレス指数は国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものであり、指数が高いほど給与水準が高いということになります。一部事務組合ではラスパイレス指数を算出する義務はありませんが、給与水準を把握するための参考として、同様の手法を用いて算出をしております。最新の指数は令和元年度のものでありますが、本組合のラスパイレスは、議員からも御紹介がございましたが95.2でございます。宮城県平均は94.9であり、構成市町の場合は、大崎市が97.8、色麻町が96、加美町が95、涌谷町が93.2、美里町が94.2となっております。よって、現在の組合の給与水準は妥当なところであると認識をいたしております。

次に、本組合の福利厚生の位置づけと具体策についてですが、地方公共団体の職員に対する福利厚生事業は、地方公務員法第42条においてその実施が義務づけられております。福利厚生とは、給料以外の諸手当の支給や休暇制度、保険給付事業や貸付け事業、健康増進事業、保養所の利用など、職員及びその家族に対して生活の安定・安心、労働意欲の向上を図るものであります。諸手当には通勤手当、住居手当、扶養手当などがあり、休暇の種類は年次有給休暇、特別休暇、介護休暇などがありますが、これについては本組合でも実施しているところであります。

保険給付事業や貸付け事業、保養所につきましては、本組合では単独事業ではなく、他の市町村及び一部事務組合同様に宮城県市町村職員共済組合に加入し、共済組合を介して病気や出産の際に必要な給付や各種健康診査、物資購入の際に貸付けなどを受けられる体制を取っております。また、今年は新型コロナウイルス感染症の流行により中止となりましたが、他の自治体との親睦と健康増進を目的とした球技大会も開催されております。昨今世間で取り沙汰されている心の病についても、メンタルヘルスケアの研修等の開催を今年度は予定しております。

組合としては福利厚生を直接的・間接的に行うことにより、その家族も含めた職員が心身ともに働きやすい環境をつくる職場を目指しております。

議員からは、その中で中途退職のお尋ねがございました。10年間で消防で22名の退職者があるということでございます。

次に、大綱2点目の放射能汚染農林業系廃棄物の処理問題についてでございますが、まず試験焼却に関わる公金支出差止め等の裁判が係争中であることから、本焼却を一旦停止すべきではないかということのお尋ねでございますが、本焼却については、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以下の廃棄物は一般廃棄物であり、市町が主体的処理するものであること、試験焼却に関する仮処分の裁判所の決定及び試験焼却の結果を踏まえ、一般ごみとの焼却による処理に問題がないことを確認した上で実施しております。組合としては細心の注意を払い、市町と協力しながら取り組んでまいります。

次に、本焼却に係る施設の停止基準の統一についてのお尋ねでございますが、焼却施設周辺の空間線量の基準値につきましては、一般の人々を守るための国際基準は0.23マイクロシーベルトを限度とされております。しかしながら、三本木地域では大日向クリーンパーク周辺地域の関係団体の代表者などで構成される協議会からの要請があり、焼却処理終了後も焼却灰を埋め立てた最終処分場の管理が長期にわたって行われることから、地域住民の不安解消のため、要請のとおり0.15マイクロシーベルトを基準値としたものであります。

したがって、試験焼却時においてもモニタリングポストによる空間線量測定において問題がなかったことから、試験焼却時同様の基準値としております。なお、焼却施設については、今後も国際基準の0.23マイクロシーベルトにしてまいります。

次に、萱刈水利組合との覚書廃止の意味のお尋ねでございますが、試験焼却に伴う大崎広域大日向クリーンパークの維持管理に関する協定書を令和元年11月22日に、放流水の下流域である萱刈水利組合、芦口水利組合、樺木ため池水利組合及び伊賀ため池水利組合の4水利組合と7回の協議を経て協定書を取り交わしております。

協定書の内容については、これまで萱刈水利組合と交わしていた覚書に定められていた放流水質基準などを網羅するとともに、放射性物質汚染対処措置法、線量基準、モニタリングポストの設置、土壌測定及び補償などについても新たに追記し、以前の覚書よりも内容を拡充するとともに、現状に即した協定書としたものであります。このことにより萱刈水利組合と協議を重ね、萱刈水利組合を含む4水利組合からの了承も得て、拡充された新たな協定書を締結することに伴い、以前の覚書を廃止したものでございます。

次に、大綱3点目の女川原発再稼働問題についてございまして、組合会等々での見解を表明すべきではないかというお尋ねがございました。

大崎地域広域行政事務組合は、議員も御承知のとおり、特定の目的を担うために設置されている特別地方公共団体であることから、原発の再稼働に言及する立場には置かれていないと認識しておりますので、組合の共同処理事務の範囲を超えるものについては当組合の組織としている各市町の判断を見守りたいと考えております。

広域行政事務組合としては、広域圏として避難者の受け入れをすることになっている点に関わりがございます。宮城県が策定している地域防災計画では、当消防本部の役割としては住民等に対する広報、住民の退避等の誘導、一般疾病者の救急搬送、被曝者の緊急搬送、防護対策を

講すべき区域の消防対策及び関係消防本部との連絡調整に関することが定められております。また、消防活動以外の役割として一般廃棄物処理に関することがございます。さらに、構成市町の防災計画では、それぞれ避難所等を設置した際、そこで発生するごみ・し尿の収集及び処理等を当組合と連携して進めると定めております。それ以外では、斎場業務についても被災者及び避難者が亡くなった場合の火葬業務が想定されると認識をいたしているところでございます。

次に、大綱4点目の事務組合施設整備計画の見直しについてでございますが、新斎場の建設候補地については平成24年策定の基本計画を基に、平成27年には構成市町の担当課長で構成する大崎広域新斎場建設検討会議において建設候補地を4か所とし、評価を行いながら住民説明会などを開催してまいりました。段階を踏まえて進めてきたところであり、唯一受入れの御理解をいただいた古川小野字新田裏地区が最適であると認識をしたところであります。

加えて、最近の自然災害への対応、また現施設が老朽化が進んでおりますことから新斎場を急ぐべき等々の議論の中で決定を進めたところでございます。

次に、大綱5点目の当事務組合の情報開示への姿勢についてのお尋ねでございますが、議員が必要とする当事務組合資料の提供に申請書の提出、捺印を求める必要についてのお尋ねがございました。

組合の情報化の推進を図るため、組合が閲覧または公表している公文書等を公文書開示請求よりも手続きが簡易で迅速に交付できるよう、平成29年10月に大崎地域広域行政事務組合複写事務実費徴収規程を定めました。この規程では、構成市町の議員等からの複写の申込みに対する減免規定がありますが、様式の定めは複写申請申込書のみであるため、押印を求める取扱いをさせていただいております。

しかしながら、議員からの御指摘や新型コロナウイルス感染症の拡大、さらには菅政権発足以来、国の流れとして判こレス化を加速させる動きがありますことに鑑み、当組合としても行政文書への押印見直しを行い、当該事案も含め、今後は押印手続を廃止とする対応に改めてまいりたいと考えております。

次に、議員への情報開示場所が、今年の夏、特に暑かったこともありまして30度を超える猛暑の中で大変に難儀をした体験に基づいたお披露もございました。大変にそのことについては御迷惑をおかけしたと思っております。しかし、この消防本部庁舎の特殊性と今年のコロナ禍ということも御理解をいただければと思っております。

現在、私たちが入ります組合本庁舎は、消防本部、古川消防署と広域の組合事務局が入った複合庁舎であります。特に、救急搬送を行う救急業務も行っております。そのため、現在も新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、来庁者との接触機会を減らすためゾーニングを徹底し、専用の場所で窓口対応を行っているところであります。

新型コロナウイルス感染症への警戒感を緩めることなく、職員以外の来庁者については住民、議員、業者等分け隔てなく対応してまいりました。しかしながら、議員から御指摘をいただき

ました、特に今年の猛暑のような際の配慮が欠けておりましたことは反省すべきことであつた
だろうと思っております。今後、全ての来庁者に配慮した対応を取るように検討を指示したと
ころでもあります。消防機能を有する庁舎としてコロナウイルス感染防止を図るゾーニングは
徹底しつつも、空き部屋等を活用した対応を可能な限り取るよう指示をしたところでございま
す。

また、だんだん情報を出さなくなっている、時代に逆行しているとの御指摘がございま
したが、当組合といたしましては規定に基づき、職務上作成し、取得した文書、図面等につい
て開示手続を行っていただき、適正に開示を行っております。近年の状況を申し上げますと、
平成30年度で14件、令和元年度で15件の開示決定を行っております。

次に、当事務組合議会のネット中継等、情報提供拡大策の検討についての御提案とお尋ねが
ございました。

現在、組合議会でのインターネット中継は御指摘のとおり行われておりませんが、この新し
い組合本庁舎を建設するに当たり、その財源となる構成市町の負担金軽減のため、建設費用を
抑える検討の下、整備が行われたところであります。そのうち、議会事務局においても議会運
営上必要となる音響や配信に関するシステムの必要性や費用対効果などを十分検討し、現在の
システムが導入されたところであります。旧議会よりは数段機能がアップしたところでありま
す。

組合議会の情報発信につきましては、ウェブサイトを通して会議録等の議会の内容について
発信していると承知いたしております。また、議員御承知のとおり、我が国では2元代表制を
取っており、議会の公開についても議会の中で検討すべきことと理解しておりますので、まず
は議会で御議論をいただいて、その結果、検討結果を受けて構成市町の財政状況等も鑑み、必
要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 丁寧な答弁を頂戴したのでありますが、2回目質問させていただきます。

先ほどの当事務組合の整備計画の見直しの関係で、先ほど東部斎場の問題について、今日の
議論も踏まえて、これまでの経過についての私の認識、それからこれからについての見解を述
べさせていただきました。これは質問原稿には書いていないことを述べたのでありますが、答
弁原稿にもこのことについて触れていませんので、常勤の副管理者の、私の見解に対する見解
を、どうぞお示してください。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 私もここに来て2年ということで、このことについては相当勉強させ
ていただきました。当時の成り行き、1つは基本計画、その後の候補地選定、その後2か所
からの要望がございました。この要望についても、当時はあつたのですけれども図面には上げ
ないで皆さんに公表はしていなかったと思っておりますが、私はこれは公表すべきというこ

とで、この2か所の要望も入れて4か所を、この部分を出しながら議会のほうに説明をこれまでやってまいりました。

ここ4年間の斎場候補地選定手順と申しますと、その前の手順については私も分からないわけですが、ここ2年だけを申しますと、やはりこの手順どおり進めてきたという自負は持っているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 事ここに至っては、新田裏については動かせないと私は思います。ただ、しかし、あの4か所、小野を除いてですよ、各町村で選んだ候補地があるの。それを当たって全部駄目になった段階で、言ってみればあそこ以外で選ぶ以外なくなったということで、言わばもう一回検討し直すと、あそこというのではなくてという手順を取るべきだったと思うのですよ。であれば、あっちこっちが出てくる可能性もあった。そのところが欠けていたのではないかという反省の上に立って、今後について十分それを踏まえた検討をすべきだというのが私の考えであります。答弁をいただいているとちょっと時間がないので、これは言いつ放しで。時間があつたら聞きますから。

私、この当事務組合職員の待遇の問題なのですが、先ほど10年間で消防職の方々が22名お辞めになったということのようではありますが、年度別に見ますと、平成23年から27年までの5年間では5名、28年から令和元年までの4年間で17名なのですよ。それでなのですが、東日本大震災以降、この人命救助その他にこんなに頑張っている人たちがいるということと憧れの職場だったはずなのでありますが、こういった中途退職者が出てくるというのは何か考えなければならないのではないかと。私らが若い頃、勤め先では、例えば春と秋に職場旅行があつたり、それから職場に先輩も後輩も一緒に卓球がやれるような場所があつたり、飲み会があつたり、いろいろあるのだけれども、そういったものはさっぱりなくて、上意下達みたいな感じがないわけでもないわけですよ、この仕事の中にはね。そういったことを含めた何か温かさや人間的なつながりを実感できるような福利厚生面で検討すべきことはないのかという趣旨のことと申しますので、できれば消防長、考えていることがあればお答えください。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤消防長。

○消防本部消防長（佐藤光弘君） 申し上げます。

議員がおっしゃられますとおり、この10年間で志半ばでお辞めになった消防職員が22名おりますし、そのうち17名がここ4年間に集中しているということは事実でございますし、そのことを当消防本部としても1つの課題ということで現在対策を練っている部分でございます。

東日本大震災から10年がたちまして、当時の消防活動であつたり、あるいは身近な消防の接点、そういったものを見まして、住民の生命・身体・財産を守りたいという崇高な思いで憧れて入ってこられた。しかも、困難な試験を受験され、合格をして、それで至っている部分でございますが、残念ながら1年間にすれば2名ぐらいの中途退職者が出ているというところも

事実でございます。理由としては、転職という部分が最も多いところでございますが、疾病に関係するもの、あるいは死亡という部分もございます。

当消防本部では、こういった事態を重く見まして、この4月から総務課に消防職員人材育成対策室を設けさせていただきました。そして、まずは対話という部分を重視したいと思っております。どうしても消防というのは階級制、現場活動という部分がございます。消防に入る前は憧れであったものでございますけれども、現場活動を踏まえますと、規律、あるいは指揮、命令、団結、そうしたこれまでとは違った環境に置かれます。そうした環境の違いというもの、やはりお辞めになる理由という部分があるのではないかと考えております。

現在は、各所属長が年3回、しっかりと面談をしていただいておりますし、また先ほどの対策室の職員が各所属に赴きまして職員一人一人と話をしていると、そうした中で、要望であったり、悩みであったり今後について話を今しているということでございます。そうしたことも福利厚生全体の全体像という部分で捉えていただきまして対応しているということを申し上げて答弁いたします。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 厳しさの中にも人間的な触れ合い、そして温かさの感じられるような人間関係ということも大事だろうと思っておりますので、昔と今では大分違うところはあるのですが、やはり職場旅行なんていうのもやっているところはほとんどなくなっているんですね。それからある民間の企業では、正職員と請負と派遣といろいろ混在していて、それを何とか団結してもらおうように、運動会をやらなかったやつをこの頃やり始めたというところもあるのね。何かその辺、ひとついろいろ工夫をしていただいて、魅力ある職場づくりに努力をしていただきたいと思います。

あと、もう一点、先ほど放射能汚染廃棄物の関係でございますが、本年の2月20日開催されました当事務組合議会の全員協議会で、常勤の副管理者は、この新しく大日向クリーンセンターの関係で結んだ協定書と前の覚書の決定的違いは何かという質問に対して、これは会議録ではこう答えています。覚書の段階では、放射能という言葉がそもそも入っていなかった。重金属という表現をしていた。それで、裁判に問題になっていたのは、放射能とは言っていないで持っていったいいのかというようなことがございました。今回の協定は、8,000ベクレル以下の焼却残渣はいいですよということを明記したというのが一番の違い、決定的違いと答えているようであります。

これは水利組合との話合いのときには、こういったことではなくて、前よりも厳しくしたのだということで覚書廃止というふうになったんですね。どうもこれは会議録を見ていて、これでいいのかなというふうに私は感じたのでありますが、その辺、これはどなたがしゃべったのか、名前がこちらには書かれていないですよ。しゃべった人がいれば、どう思っているのか、お答えください。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者、時間がないので。

○副管理者（金森正彦君） その内容については私がお話をいたしました。はしょった部分も実際はございますけれども、相当三本木の方々には非常に御苦勞をおかけしたと、本当に心配事をこちらから持っていったと今でも思っております。

ただ、協定の中身を聞かれましたので、やはり前は重金属等というような曖昧な表現をされておりました。ただし、この放射能については、御存じのとおり重金属には該当はしないと。ただし、先ほど一般廃棄物処理法では、これは放射能が入らないという、そういったことも私も承知しておりますので、そういったことも含めながら、今回、放射性物質汚染対策特別措置法がこれはなったということ、これにのっとりすると、この放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以下の農林業廃棄物は一般廃棄物ということに規定されました。これは市町村が処理をするということになりましたので、それをまずもって目的の趣旨のところに入れたということでございます。

なおかつ、これまでの萱刈水利組合との締結した覚書、こういったものを包含して、さらには新たな項目の追加として、例えばその空間線量率の基準や土壌の測定、あるいは補償、こういったものを加えたものとなっているものでございます。

○5番（小沢和悦君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（相澤孝弘君） これで一般質問を終わります。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和2年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会

午後4時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年10月22日

議 長 相澤 孝弘

署 名 議 員 佐藤 仁一郎

署 名 議 員 吉田 眞悦